

開議及び閉議 日時並びに その宣告者	開議	令和7年 2月28日午前10時00分			議長	岩澤 信	
	散会	令和7年 2月28日午後 3時40分			議長	岩澤 信	
出席及び欠席 議員の氏名 出席 24名 欠席 0名 凡例 ○出席を示す △欠席を示す ⊗公務欠席を 示す	議席 番号	氏 名	出 欠 等の別	議席 番号	氏 名	出 欠 等の別	
	1	長 塚 美 雪	○	13	岩 澤 信	○	
	2	本 田 和 成	○	14	落 合 信 太 郎	○	
	3	岡 口 す み え	○	15	石 井 め ぐ み	○	
	4	古 谷 貴 子	○	16	金 澤 克 仁	○	
	5	杉 山 尊 宣	○	17	細 谷 典 男	○	
	6	佐 野 太 一	○	18	山 野 井 隆	○	
	7	海 東 一 弘	○	19	染 谷 和 博	○	
	8	根 岸 裕 美 子	○	20	佐 藤 隆 治	○	
	9	久 保 田 真 澄	○	21	入 江 洋 一	○	
	10	鈴 木 三 男	○	22	赤 羽 直 一	○	
	11	関 川 翔	○	23	遠 山 智 恵 子	○	
	12	小 堤 修	○	24	加 増 充 子	○	
職務のため議 場に出席した 議会事務局職 員の職氏名	事 務 局 長	前 野 拓		事 務 局 次 長	澤 部 慶		

都 市 計 画 課 長	大 久 保 益 雄
中 心 市 街 地 整 備 課 長	中 村 有 幸
保 健 給 食 課 長	大 野 篤 彦
指 導 課 長	丸 山 信 彦
生 涯 学 習 課 長	塚 本 豊 康
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	大 隅 正 勝
管 財 課 副 参 事	渡 辺 光 明
高 齡 福 祉 課 副 参 事	井 橋 久 美 子
都 市 政 策 推 進 室 長	中 村 大 地

令和7年第1回取手市議会定例会議事日程（第2号）

令和7年2月28日（金）午前10時開議

日程第1 市政に関する一般質問

- ①石井めぐみ 議員
- ②久保田真澄 議員
- ③小堤 修 議員
- ④古谷 貴子 議員
- ⑤遠山智恵子 議員
- ⑥落合信太郎 議員

会議に付した事件

日程第1 市政に関する一般質問

- ①石井めぐみ 議員
- ②久保田真澄 議員
- ③小堤 修 議員
- ④古谷 貴子 議員
- ⑤遠山智恵子 議員
- ⑥落合信太郎 議員

議事の経過

午前 10 時 00 分開議

○議長（岩澤 信君） ただいまの出席議員は 24 名で定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

インターネット配信を御覧いただいている皆様に申し上げます。定例会の配付資料につきましては、会議当日開会までに、市ホームページに掲載しておりますので御活用ください。

日程第 1 市政に関する一般質問

○議長（岩澤 信君） 日程第 1、市政に関する一般質問を行います。なお、執行機関には反問権を付与しておりますので、議員の質問に疑問があるときは、反問しなすと宣告して質問内容を深めてください。

議員各位に申し上げます。会議規則第 62 条第 1 項に規定されているとおり、一般質問は市の一般事務についてただす場であります。したがって、市の一般事務に関係しないものは認められません。また、一般質問は市長の個人的見解をただす場でもありません。議員各位におかれましては、十分にこれらのルールを遵守していただくことを求めます。なお、これに従わないときは、地方自治法の規定にありますとおり、発言の禁止、議場外への退場を命じますので、ご理解願います。また、一般質問に関しては、従来からの申合せどおりに、答弁を含み 1 人 60 分以内です。また、1 回目の質問は 30 分以内で行うこととします。

それでは、通告順に従い質問を許します。

まず、石井めぐみさん。

[15 番 石井めぐみ君登壇]

○15 番（石井めぐみ君） おはようございます。みらい・維新・国民の会の石井めぐみです。冒頭に入る前に報告がございます。2 月 26 日に——2 日前の 2 月 26 日に、日本維新の会は 2025 年度予算案について、自民・公明両党と修正合意に至りました。本合意は、教育の無償化と現役世代の社会保険料負担軽減という維新の掲げる 2 大政策を前進させるものです。特に、子どもを育てやすい環境づくりと、働く世代がより豊かに暮らせる社会の実現に向けた第一歩となる合意に至りました。教育の無償化に関しては、全ての子どもが家庭の経済状況に左右されることなく、希望する教育を受けられる環境を整えることを目的とし、全世帯を対象に高校無償化の拡充を進めることになりました。加えて、子育て世帯の負担軽減を図る観点から、令和 8 年度には小学校での給食無償化と、その後の中学校への速やかな拡充、さらにはゼロから 2 歳児を含む幼児教育・保育支援を実現することで合意に至りました。これらの施策の実現に当たっては、政府全体で徹底した——これ増税ではなくて行財政改革を行うことにより、安定的な財源を確保することが明記されており、財政の健全性を維持しながら持続可能な教育支援を実現していくと——方針となっております。ちなみに皆さんも御存じのとおり、既に大阪府ではゼロ歳から 23 歳まで、全

てのステージで所得制限が撤廃され、教育費・給食費無償化が始まっております。3年以上大阪に住んでいる子どもたち全ての子どもたちを対象に、**大阪公立大学**・大学院、さらには法科大学院まで所得制限撤廃し、教育無償化が行われております。子育て世代にとっては、可処分所得が増えて非常にありがたい政策がもう実行されております。また、現役世代の社会保険料負担を軽減し持続可能な社会保険制度を構築するため、具体的な改革を進めることが合意されました。日本維新の会が発表した社会保険料を下げる改革案において、国民医療費の総額を年間で最低4兆円削減し、現役世代1人当たりの社会保険料負担を年間6万円引き下げることが公表することに鑑み、主要政策が決定可能な3党の協議体の設置とされており……。

〔「一般質問、質疑じゃないよ」と呼ぶ者あり〕

○15番（石井めぐみ君） ちょっとこの後一般質問につながるの、読まさせていただきます。診療方針改定を含む令和7年度末までの予算過程——予算編成過程での十分な検討により、OTC類似薬の保険給付の在り方の見直しなど、早期に実現可能な具体策については令和8年度から実行することに——に移すことが確認されました。

先ほど給食費無償化ということで、それを前提に今回、食育について質問をしてまいります。食育とは、食に関する知識や考え方を身につけ、健康的な食生活を実践する——ことができるようになるための教育です。日本では2005年に食育基本法が制定され、家庭・学校・地域が連携して、食育を推進する取組が進められております。私自身、2012年に息子を出産し子育てをしていく中で、改めて食育の重要性を実感いたしました。これまでの子育ての経験を通じて、離乳食教室が当時は一括で実施されたところを、前期・後期に分けて行うよう提案し実現させたほか、小中学校の残食を廃棄せず堆肥化することで、循環型社会を目指す取組を推進し実現してまいりました。また、食と健康増進の推進など、様々な角度から提案を行ってまいりました。今回、久しぶりに食育をテーマに一般質問させていただきます。まず初めに、取手市の食育の取組について伺います。

〔15番 石井めぐみ君質問席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 石井めぐみさんに申し上げます。一般質問は、会議規則第62条の規定のとおり、市の一般事務について問いただす場でございます。ただいまの冒頭の報告のほうが一般質問の範囲を超えておりますので注意いたします。

答弁を求めます。

健康増進部長、彦坂 哲君。

〔健康増進部長 彦坂 哲君登壇〕

○健康増進部長（彦坂 哲君） 皆様おはようございます。ただいまの御質問にお答えいたします。先ほど議員からも御紹介いただきましたが、食育とは、様々な経験を通して、食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる力を育むことです。市では、食育基本法及び令和6年3月に策定いたしました第2期健康とりで21に基づきまして、市民の健康寿命の延伸や生活習慣病の予防などを目的といたしまして、子どもから高齢者の皆様まで、生涯を通じた健康づくりと食育活動を展開しております。各所管での主な取組を御紹介させていただきます。

まず市内の各保育施設におきましては、食育活動を取り入れた保育計画を策定しているほか、子育て支援センターでは、年に2回、食育講話を実施しております。また市内の小中学校におきましては、食べ物や食べることについて考える食育献立に取り組んでおりまして、減塩の日「いばらき美味しお（おいしお）Day」におきましては、食育月間、食育の日などに合わせた食育献立、こちらを実施しております。また保健センターにおきましては、各世代に向けた食に関する正しい知識や望ましい食習慣を推進するため、マタニティクラスや離乳食教室での講話、特定健診後の個別指導や重症化予防に向けた訪問活動など、様々展開しております。さらに取手のウェルネスプラザにおきましては、指定管理者による自主事業といたしまして、キッチンスタジオを利用した、毎月2回、管理栄養士による料理教室、こちらを実施しております。親子パン教室や子どもお菓子教室、生活習慣病予防教室、男の料理教室など、若い世代や子育て世代、高齢者世代など、各世代向けの教室を実施しています。もう一つ、ウェルネスプラザでは——開催しております健康まつりやフレイルの日のイベント、こういったものにおきまして口腔ケアに関する講話や相談会、また食生活改善推進員の方々による減塩メニューの試食の実施など、食育に関する知識を深めていただく機会を様々提供しております。今後も食育を通じて市民の健康づくりを支援し、誰もが健やかに暮らせるよう、庁内の関係各課と連携しながら、食育事業の推進に取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

〔健康増進部長 彦坂 哲君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 石井めぐみさん。

○15番（石井めぐみ君） ありがとうございます。それぞれのステージで様々な食育の取組をされているということで、非常に理解ができました。私も10年以上前から、本当にいろんなところでも食育に力を入れてほしいということで御提案をさせていただき、男性の方の料理教室などもまだ続いていて、本当に非常にありがたいなと思っております。その中で市民全体——取手市全体での食育を推進する上での課題や、重点的に進めて——していることはございますか、今後について。

○議長（岩澤 信君） 健康づくり推進課長、香取美弥さん。

○健康づくり推進課長（香取美弥君） 石井議員の御質問に答弁させていただきます。全国的な課題としましては、朝食の欠食率の上昇や偏った食習慣というものが指摘されております。その中で、当市における令和4年度の国民健康保険の特定健診の結果によりますと、肥満——BMI値が25以上の成人男性というものが36%、そして成人女性は21.2%という結果が出ております。コロナ前の令和元年度と比較しますと、女性は微増ではありましたが、男性はコロナ前の32.6%から大幅に増加しているような状況であります。生活習慣病を予防して健康な状態を維持するためにも、自分に合った食事や運動習慣というものを身につけて、適正な体重というものを維持すること、そしてその数値に近づけるといことが大切になってまいります。先ほどの部長の答弁でも御紹介ありました、各世代に向けた事業に取り組む中で、今後も知識の特性や課題に応じた具体的な取組というものを通じて、市民の方々の健康推進、また食に関する意識の向上というものを目的とした効果的な食育というものを推進してまいりたいと考えております。

○議長（岩澤 信君） 石井めぐみさん。

○15 番（石井めぐみ君） ありがとうございます。食は誰にでも通じるものなので、しっかり取組をしていただきたいんですけども、その中で、食生活改善推進員のヘルスマイトさんの活動もあります。こちらも本当に10年前からやっていた方がちょっと高齢化してきて、活動がちょっと難しいかもと言われてきたと思うんですが、今の現状の取組について伺います。

○議長（岩澤 信君） 健康増進部次長、助川直美さん。

○健康増進部次長（助川直美君） お答えいたします。食生活改善推進員の方々は、食に関するボランティア団体ということもございまして、地域における食育推進の担い手として、子どもから高齢者まで各年代に合った望ましい食生活の普及に努めるために、食育アドバイザーとして幅広く食育活動等を推進していただいております。こちらの食生活改善推進協議会が市で発足しましたのは、合併前の旧藤代町では昭和58年、旧取手市では昭和62年ということで、長く活動していただいておりますが、現在は会員数39名の体制で実施しております。また令和6年度には新しく養成講座という形も開きまして、次年度からはまた会員数も増える予定でございます。具体的な内容としましては、先ほど部長のほうの答弁にもございましたが、保健センターの通常の事業以外に、特に若い世代に対するものとしては、小学生のお子さんと保護者を対象とした親子料理教室であったり、また地域子育て支援センターに集う保護者に対して、だしの取り方であったり、また幼児の食事の取り方、おやつを取り方などに関する食育講座、また、特に筑波大学の医学生に対しまして令和元年度から実施しておりますけれども、減塩や食生活等に関する講義であったり、共に調理実施をするということで、地域の活動を知るという活動に共に協力させていただいております。またほかにも男性料理教室や出前教室等も実施しております。また御存じのように、令和5年度にございました双葉地区での災害の際には、避難された方々に対する迅速な炊き出しの対応をいただいたりなど、様々な御協力もいただいております。引き続き、各年代の方々の望ましく豊かな食生活の推進のために、市としましても今後も活動をサポートしてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 石井めぐみさん。

○15 番（石井めぐみ君） ありがとうございます。今年もメンバーが増えるということで、ヘルスマイトの方々の活動は本当に素晴らしい活動だと思っております。私も料理教室にも参加したこともございますし、もっと若い人がどんどん入っていただけるとありがたいなと思いますので、どんどん市もPRをしていただけてやっていただきたいのと、あと必要に応じて、取手市内の庁舎内の担当課が集まって食育会議を必要であればやっていくということで、前にも答弁をいただいているんですけども、ここ最近何か行われていることがあれば教えてください。

○議長（岩澤 信君） 健康増進部——失礼しました、健康づくり推進課長、香取美弥さん。

○健康づくり推進課長（香取美弥君） 庁内の連絡会議なんですが、最近では特に実施は

しておりません。市内の食育に関する事業に関する取りまとめというものを実施しているような状況であります。

○議長（岩澤 信君） 石井めぐみさん。

○15 番（石井めぐみ君） 分かりました。次に、小中学校の食育の取組について伺います。

○議長（岩澤 信君） 教育長、石塚康英君。

〔教育長 石塚康英君登壇〕

○教育長（石塚康英君） 石井議員の御質問に答弁いたします。学校における食育は、成長期にある児童生徒にとって、健やかに生きるための基礎を培うことを主な目的としています。学校教育において食育を推進するには、食に関する知識や能力等を総合的に身につけることができるよう、学校教育全体で指導することが必要です。そのためには、指導内容を系統的に整理し、各教職員の役割と相互の連携を明確にした食に関する指導に係る全体計画が必要であり、市内公立各小中学校においても、この計画を作成し計画に沿った指導がなされています。また、食育の推進には、学校全体の指導体制の整備が必要不可欠であり、この職責を中心となって担うのが、児童生徒の栄養の指導及び管理をつかさどる栄養教諭です。本市には市立 20 校中 5 校に栄養教諭が配置されておりますが、配置校だけでなく、周辺の未配置校も含めて食育の推進に取り組んでいるところです。具体的な取組につきましては、この後、教育部長から説明を申し上げます。

○議長（岩澤 信君） 教育部長、井橋貞夫君。

〔教育部長 井橋貞夫君登壇〕

○教育部長（井橋貞夫君） おはようございます。石井議員の御質問に教育長の補足答弁をさせていただきます。取手市の小中学校における授業での食育としては、栄養教諭や栄養士、外部講師による食の専門家を活用した指導を行っております。小学校では、栄養バランスや食品の選び方、食文化や食糧問題など。中学校では、生活習慣病の予防やダイエット、食品表示などと多岐にわたっております。それぞれの発達段階に応じて、保健体育科や家庭科、総合的な学習の時間などを通じて育まれています。それぞれの指導に当たって栄養教諭の専門的な知識を生かすことは、児童生徒が正しい知識や技能を身につけるために重要であり、各学校で積極的な栄養教諭の活用を推進しているところであります。また、特色ある食育の取組としまして、一例としましては、小学校では、食品ロスについて調べる学習活動の過程で栄養素に着目した給食メニューを考えまして、栄養教諭と連携することで、そのメニューが実際に給食の献立に採用され、提供されるという事例もございました。以上でございます。

〔教育部長 井橋貞夫君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 石井めぐみさん。

○15 番（石井めぐみ君） ありがとうございます。次の質問で、栄養教諭とか学校栄養士の先生たちの関わり方、そして食生活について、どのように具体的に取り組んでいるかということでお伺いしたかったんですけども、今答弁ありましたので、そこは割愛させていただきます。私もここ最近、全国——北海道から沖縄までいろんなところにいる方

とお会いすることがあります。その中で、「茨城県の郷土料理とか地産地消って何ですか」と、もう必ず聞かれるんですね。それについて、取手市の学校教育に対してはどのように子どもたちにお伝えしてるのか伺います。

○議長（岩澤 信君） 保健給食課長、大野篤彦君。

○保健給食課長（大野篤彦君） 石井議員の御質問にお答えしたいと思います。学校給食を通じた食育の一環の取組ということでお話しさせていただきたいと思います。まず、食育の一環の取組といたしましては、地産地消の推進がございます。御承知のとおり、藤代町との合併以前から、給食で提供する米飯については、100%取手市産のコシヒカリを使用しているほか、昨今では、野菜等も取手市産を活用できないか模索してまいりました。令和5年度につきましては、地元農家や就労支援施設との協議を重ね、野菜としては、大根、ニンジン、タマネギ、長ネギ、白菜、トマト、サツマイモなど、加工品としましては、ひまわり油、マーマレード、小麦粉を納品していただき、給食に活用させていただいたところです。また、本年度につきましては、一般財団法人都市農山漁村交流活性化機構が開発する地産地消コーディネーター派遣事業に応募・採択をされまして、庁内関係課などとともに3回にわたりまして地産地消推進会議を開催し、地場地産の需要・需給量の確認や流通、配送の課題を整理いたしまして、将来的な学校給食等における安定的な地場産物利用拡大を目指しているところでございます。そのほかにも種々様々ないろいろなことを行いまして、子どもたちが食に対する興味を持ってもらえるような給食の提供に努めているところでございます。以上です。

○議長（岩澤 信君） 石井めぐみさん。

○15番（石井めぐみ君） ありがとうございます。地産地消ということで、取組の御紹介ございました。例えば大根とかニンジンとか今おっしゃっていましたが、例えば取手——茨城県に来たら何が食べられるのか、また必ず大根とニンジン食べれるよという人は多分いないと思うので、例えば、その郷土料理など、食育について子どもたちに考えさせて、必ずほかの県に行ったときに、取手に来たらこういうものを食べられるよとか、そういったものが必ずほかの県に行くところあるんですね。でも茨城県って、私は大体豚——豚とか鶏とか、特に取手は日本一ビールが——じゃなくて、茨城県は取手と守谷にビール工場があって出荷量が1番なんですね。あと豚もそうですし、卵もそうなんです。もう本当にこれだけしっかりたくさん全国に発信してるのに、なかなか茨城県の料理ってこれというものが出てこないのが非常に残念だなということを本当に常に思うんですけども、そういった部分でしっかり小学生、中学生への食育の取組、また、自分の郷土料理などの、今、江戸取の高校生とかと一緒にコラボしてメニュー考えたりとか、提供されたというのも聞いておりますので、そういった部分で考えていただけたらいいなということで、この質問をさせていただいております。これ以上多分出てこないの、次の質問に移ります。

デジタル食育について伺います。デジタル食育とは、デジタル技能を活用した——して、食に関する知識や意識を向上させる取組のことです。従来の食育活動に加えて、ICTやデジタルコンテンツを——コンテンツを活用することで、より効果的かつ魅力的に食育を推進できる点が特徴ですが、現在、取手市の子どもたちに取り組んでいるデジタル食育に

ついて伺います。

○議長（岩澤 信君） 指導課長、丸山信彦君。

○指導課長（丸山信彦君） 石井議員の御質問に答弁させていただきます。農林水産省で発行されているデジタル食育ガイドブックによりますと、デジタル食育とは、デジタル技術を活用して効果的に行う食育活動のことを指しております。1人1台端末の普及により、児童生徒を取り巻く学習環境は大きく変化しております。教材のデジタル化は、その代表的なものであります。本市の学校におきましても、特にコロナ禍において、デジタル技術を食育に積極的に生かそうとする取組がなされてきました。具体的には、家庭科の授業で調理実習の実施が制限されているようなときでも、自宅で野菜を切る様子等を動画で撮影して、それを学校に送って共有するとか、それからデジタル教科書の様々な動画教材、これらを効果的に活用するというような取組です。また、ある小学校では、昨年9月ですけれども、生活科の一環として、ふだん児童が入ることができない給食室と教室とをインターネットのオンラインでつないで、リアルタイムで調理の様子を観察するというような取組も行いました。給食後には、食べ残しについて学校栄養士から説明を聞いたりして、このように学習を深めているところもあります。今後、食材の生産者をつないで、畑での食材の様子等を観察することも可能となってくるのではないかなというふうに思います。市内の小中学校には好事例として紹介し広げていくことで、各校の独自な新たな取組が生まれてくると、さらなる食育の推進につながるのではないかと考えているところです。以上です。

○議長（岩澤 信君） 教育部長、井橋貞夫君。

○教育部長（井橋貞夫君） 指導課長の補足として、学校ではそういったデジタル教育をやっておりまして、教育委員会としましても市のホームページに、いわゆる家庭でも役立つ食育に関する情報というものを掲載しておりまして、一つの例としましては、学校給食ができるまでの過程をホームページで動画でアップしておりますので、いわゆる学校だけではなくて家庭でも、そういったデジタル教育、給食等を見られるような形でホームページでアップしております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 石井めぐみさん。

○15番（石井めぐみ君） ありがとうございます。私が――私は藤代小学校に行っていたんですけども、その当時は2泊3日、――夏休みになると2泊3日、その同じクラスの子たちと先生たちと芋掘り体験とか、そういう感じでやっていた時代があったんですね。実際にもう泥んこになりながらジャガイモを育ててジャガイモ掘るという授業の一環もあったので、なかなか今の子どもたちにはリアル体験ができないのが現状だと思います。そういった部分でリアルの体験とデジタル食育をうまく組み合わせて、デジタル食育のオンラインならではのメリットが多くありますので、その部分については、毎回やれというわけじゃなくて、年に1回でもいいので、子どもたちに教えてあげられるといいかなということで、こちらの質問をさせていただきました。次の質問に行きます。

有機農業の日「オーガニックデイ」ということで、有機農業の推進に関する法律が成立されて10周年を記念し、2016年に、12月8日が記念日「有機農業の日」として制定され

ました。有機農業とは化学肥料や化学農薬を原則使わず、可能な限り環境に配慮した栽培方法であり、土壌環境や生物の多様性など、農業生態系を守ることに繋がります。12月8日は、オーガニックデイをきっかけに様々な各自治体・学校で取り組んでおりますが、取手市でもぜひ有機農業の推進に——として取り組んだらどうかということで提案いたしますが、いかがでしょうか。

○議長（岩澤 信君） まちづくり振興部長、野口 昇君。

〔まちづくり振興部長 野口 昇君登壇〕

○まちづくり振興部長（野口 昇君） 石井議員の御質問に答弁いたします。今、石井議員から御紹介いただいたように、有機農業の日「オーガニックデイ」につきましては、2006年12月8日に有機農業推進法が成立してから10周年を記念し、2016年12月8日に記念日として有機農業の日と制定され、全国各地で展示会やフォーラムなどのイベントが開催されていることを伺っております。茨城県内においても、常陸大宮市・石岡市・笠間市・かすみがうら市などが、オーガニックビレッジとして取り組んでいる状況を把握しております。石井議員から今お話がありましたように、有機農業、有機農産物につきましては、令和6年3月【「3月」を「第3回」に発言訂正】定例議会において、鈴木議員の御質問にも答弁させていただきましたが、農林水産省が定めた有機JAS法に基づいて登録認証された農産物になります。この基準を満たすには、播種や植えつけ前2年以上化学肥料や化学合成農薬を使用しない。農地で——周辺農地等から使用禁止資材が飛来し流入しないような——しないように必要な措置を講ずるなど厳しい基準で、自然環境で優しい農法で生産された農産物になります。一方で、収穫・収量の低下や除草作業等の労力が慣行栽培よりも多くかかる理由から、当市のような農家の大部分が占める中小企業——中小規模の兼業農家で取り組むにはかなりハードルが高いと思われまます。現在、取手市において有機農産物を生産している農業者はおりませんが、市内で有機農業——農産物に取り組む法人や農業者が参入された際には、有機農業に関する支援を行い推進していきたいと考えております。以上です。

〔まちづくり振興部長 野口 昇君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 石井めぐみさん。

○15番（石井めぐみ君） ありがとうございます。地元で有機農業を栽培している農家さんが少ないということで伺いました。農水省はみどりの食料システム戦略の中で、2050年までに有機農業の面積を25%に拡大する目標を掲げております。現在、日本の有機農業の割合は0.5%になっておりますが、今後、こういった目標がある中で、取手市としてはどのように進めていくのか伺います。

○議長（岩澤 信君） 農政課長、染谷 久君。

○農政課長（染谷 久君） お答えさせていただきます。現時点で取手市で具体的に何%、その有機農業を推進していくのかといった目標値はございません。ただ、私たち農政課で農業相談とか、そういうものを行っていく中で、今現在、有機農業に参入していきたいといった農業者も、実際現れております。それで私らのほうもつくば農業普及センター、そういうところと連絡調整を密にしながら、そういう方がぜひこれから参入していただければ

ばいいなといった段階なので、そういった具体的な目標というのは今のところありません。以上です。

○議長（岩澤 信君） 石井めぐみさん。

○15番（石井めぐみ君） ありがとうございます。今ね、質問しているところで、現時点ではないということですが、今後、2050年までには国のほうでも掲げている。しっかりその取組をしながらやっていただきたい。さらには、令和8年度を目安に、小学校の給食費の無償化がこれから進んでいくと思います。そのときに、今現状でも本当においしい給食が食べられていると思いますが、ぜひ私は、化学肥料や農薬を使わないオーガニックの給食なども子どもたちに食べていただき、もっといろいろな有機野菜を知っていただきたいなということで提案をさせていただきたいんですけども、今現時点で考えがあれば伺います。

○議長（岩澤 信君） 保健給食課長、大野篤彦君。

○保健給食課長（大野篤彦君） お答えいたします。学校給食におけます有機農産物の活用、こちらにつきましては、環境負荷低減や持続可能な食料生産の促進等に対する子どもたちの理解を深める観点からも有効であるなど、教育的意義があることを十分認識しております。したがって、将来的に有機農産物の生産の取組が少しでも広がり、1校でも学校給食のほうに提供できるだけの有機農産物の確保ということになった場合には、その活用の可能性についても検討していければというふうに考えております。

○議長（岩澤 信君） 石井めぐみさん。

○15番（石井めぐみ君） ありがとうございます。地産地消という観点からすると、やはり取手市内のお野菜を使ってということと考えられるんですけども、今、全国を大きく見ると、静岡とか有機農業にかなり力を入れている自治体もございますので、そういった部分で調査研究していただきながら、取手市の子どもたちにおいしい給食、そして食育の重要性を伝えていただけたらと思います。これで質問を終わりにします。

次に、自治体広告についてということで、市の保有する資産を広告媒体として活用する事業で取手市の現状について伺います。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

政策推進部長、齋藤嘉彦君。

〔政策推進部長 齋藤嘉彦君登壇〕

○政策推進部長（齋藤嘉彦君） 市の広告媒体ということで御答弁を差し上げます。取手市の広告媒体によって得た広告収入について、現時点ですので令和5年度の決算額を基に数字をお答えしたいと思います。合計額は139万118円でございます。内訳はホームページの媒体広告、こちらが6件で90万円。次に公用車の媒体広告、こちらが7件で34万7,200円。それから市の封筒媒体、こちらの広告が1枠で7万円。それから図書館で実施しております雑誌カバーの広告媒体、こちらが4件で2万2,918円。それから年に1件、広報紙にハロウィンジャンボ宝くじの広告を掲載しております。こちらが5万円ということになってございます。

〔政策推進部長 齋藤嘉彦君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 石井めぐみさん。

○15番（石井めぐみ君） ありがとうございます。今後、広告媒体を拡大して収益につなげたらどうかということで、次の質問に入らせていただいているんですけども、少子高齢化が進み、社会保険——社会保障費の増加に加え、公共施設の老朽化に対するための改修費用など増加が見込まれることで、歳出面では多く財源が必要となると想定されております。一方で、歳入の根幹となる市税については、今後2倍以上とかの今後大幅な伸びは期待できないのかなと考えております。そこで、広告掲載事業による歳入確保に力を入れ自主財源を増やすことで、必要な市民サービスの維持向上に努めるべきだと考えております——考えておりまして、今すぐどうですかというよりも、今後、各担当課、幅広く担当部署が集まって、何が広告収入が得られるのかとか、そういった会議を設けて進めていくべきと考えますが、どうでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 財政部長、田中英樹君。

〔財政部長 田中英樹君登壇〕

○財政部長（田中英樹君） それでは、石井議員の御質問にお答えいたします。今後の広告媒体の拡大についてという御質問と、それから各部署の会議というようにお話でした。取手市では、令和4年3月に策定しました取手市公共施設等総合管理計画の第一次行動計画では、新たな財源の取組として、公共施設も広告媒体の対象として幅広く民間事業者等の広告を掲載することにより、新たな財源の確保を図っていくというふうにしております。広告——公共施設を広告媒体とした事業としましては、今年度初めてネーミングライツ事業を導入し、現在、市内6か所6施設について、愛称での運用を開始しております。広告事業につきましては、他の自治体では民間事業者の提案により広告事業を行っている事例もあり、当市においても民間事業者からの提案を受けられる制度について、調査研究を行ってまいりました。この制度は、民間事業者のノウハウや創意工夫を取りこぼすことなく活用する受皿として有効であり、民間提案制度と称され、国からもマニュアルや手引などが公開されるなど、全国で約80の自治体で実施されております。当市としましても、この民間提案制度の活用に向けて、現在準備を進めているところでございます。今後、当市の広告事業の拡大について、この制度を活用して事業者の皆様からアイデアを募り、広告事業の拡大を図り、財源の確保に努めてまいりたいというふうに考えております。

また、各部署の会議という御質問でございましたが、先ほど政策推進部のほうで令和5年度の決算のお話がありました。ホームページの広告につきましては魅力とりで発信課、そして公用車の広告は管財課、封筒の広告が総務課、雑誌カバーが図書館ということで、このようにこれまでも各部署において財源の確保につながっておりますけれども、今後も引き続き全部署で知恵を出し合い取り組んでいきたいというふうに考えております。

〔財政部長 田中英樹君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 石井めぐみさん。

○15番（石井めぐみ君） ありがとうございます。今後、取手市の自主財源がさらに増えることを願って一般質問を終わりにいたします。以上です。

○議長（岩澤 信君） まちづくり振興部長、野口登君。

〔まちづくり振興部長 野口 昇君登壇〕

○まちづくり振興部長（野口 昇君） すみません。先ほど石井議員の質問の答弁の中で、私、令和6年第3回というところを、3月と申してしまいました。第3回に訂正をお願いいたします。

○議長（岩澤 信君） 訂正を認めます。

以上で石井めぐみさんの質問を終わります。

続いて、久保田真澄さん。

〔9番 久保田真澄君登壇〕

○9番（久保田真澄君） 公明党の久保田真澄です。通告順に従って一般質問をいたします。まず初めに、双葉地区水害対策についてです。令和5年6月の梅雨前線による大雨及び台風2号の影響により、双葉地区は甚大な被害が発生しました。6月3日早朝、双葉地区にお住まいの方から私のスマートフォンに、「玄関のすぐ下まで水が来ている、こんなこと初めて」と、悲痛な声で連絡が入りました。私はすぐさま双葉地区に向かいましたが、久賀小通りの手前を左折してしばらく行ったところで水に阻まれ、先へは進めませんでした。双葉地区は以前から何度も何度も水害に遭い、大変な思いをされている地域です。かんがい期を迎えるに当たり、二度とあのような被害が起きないように、市としての取組についてお聞きします。最初に確認したいのは避難の判断基準についてです。双葉地区の水害を受けて、現在どのような判断基準となっているのでしょうか。

〔9番 久保田真澄君質問席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

総務部長、吉田文彦君。

〔総務部長 吉田文彦君登壇〕

○総務部長（吉田文彦君） それでは、久保田議員の質問に答弁をさせていただきたいと思っております。何度か議会においても報告等をさせていただいていることではございますけれども、改めて御説明をさせていただきます。冒頭ございましたように、令和5年の6月2日から3日にかけての大雨による災害を受けまして、内水氾濫に備えた新たな避難判断基準を設けさせていただきました。内容といたしましては、気象情報において、取手市内に大雨警報が発表され、引き続き長時間にわたり降雨が予測される場合に、高齢者等避難を発令。取手市内に土砂災害警戒情報が発令された場合には、避難指示を発令するものでございます。こちらの避難判断基準の設定につきましては、防災会議に諮り、承認をいただいた上で取手市地域防災計画に掲載させていただいたところでもございます。なお、新たな避難判断基準の内容につきましては、御存じのとおり、東京大学生産技術研究科の芳村教授にも御確認をいただいているというところでございます。以上でございます。

〔総務部長 吉田文彦君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 久保田真澄さん。

○9番（久保田真澄君） 判断基準について、承知いたしました。それでは、避難情報が発令した後の情報発信の方法についてを伺います。

○議長（岩澤 信君） 総務部次長、立野啓司君。

○総務部次長（立野啓司君） お答えいたします。避難情報などの発信につきましては、防災行政無線や防災ラジオのほか、市のホームページ・メールマガジン・公式LINE・ヤフー防災速報など、様々な媒体で情報発信を行っております。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 久保田真澄さん。

○9番（久保田真澄君） 令和6年——令和5年6月の発災当時は、なかなか避難情報が届かなかったという双葉地区の方からの御意見もございましたけれども、その後改定されたところというのはあるのでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 総務部次長、立野啓司君。

○総務部次長（立野啓司君） お答えいたします。双葉地区に関しましては、防災無線のほうを令和6年度において変更いたしまして、対応してまいりました。

○議長（岩澤 信君） 久保田真澄さん。

○9番（久保田真澄君） そして今までに発令した実績というのがありますか。

○議長（岩澤 信君） 総務部次長、立野啓司君。

○総務部次長（立野啓司君） お答えいたします。避難判断基準設定後の発令実績といたしましては、令和5年9月の台風13号対応時に、双葉地区及び土砂災害警戒区域に対し高齢者等避難を発令いたしました。また、令和6年8月の台風7号対応時に、双葉地区に対し高齢者等避難を発令いたしました。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 久保田真澄さん。

○9番（久保田真澄君） 双葉地区は自力で避難するのが困難な高齢者が多くいらっしゃいますが、住民の避難誘導について伺います。

○議長（岩澤 信君） 総務部次長、立野啓司君。

○総務部次長（立野啓司君） お答えいたします。災害時における住民の避難誘導につきましては、地域での防災活動の中心を担う自主防災組織や防災士などによる共助が重要だと考えてございます。特に災害の規模が大きくなるほど、初動期における自助・共助が大きな役割を果たすものと——果たすものでございます。そのような中で、高齢者など災害時に自ら安全な場所へ避難することが困難な避難行動要支援者の避難につきましては、御家族や地域で考えていくことが大切だと考えてございます。また、取手市地域防災計画において、地域防災計画の震災編におきましては、避難——避難誘導について、自主防災組織や市政協力員を核に、身近な公園など一時的に集合し秩序正しい避難体制を整え、避難誘導者の指示で指定避難所に避難する集団避難方式が有効であると掲載しておりますように、地域ごとにあらかじめ集まる場所などを定め、災害時に素早く避難が行えるよう、地域での防災体制の構築は、水害時に——水害時の被害軽減に大変寄与するものであると考えてございます。

○議長（岩澤 信君） 久保田真澄さん。

○9番（久保田真澄君） 取手市はマイ・タイムラインにも取り組んでいたと思います。ハザードマップの確認や、いっどどのような行動を取ればよいかを平常時から準備しておくことが大切だと思います。近年、急な悪天候により、時間的な余裕のない場合の避難誘導についてのお考えはいかがでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 総務部次長、立野啓司君。

○総務部次長（立野啓司君） お答えいたします。近年の災害では、水害であっても突発的に発生するものも増えてございます。そのような中で避難の方法につきましても、避難所への避難だけではなく、御自宅の上層階へ避難する垂直避難や、あらかじめ御相談が必要でございますが、ご近所宅へ避難を行うなど、様々な避難方法について平時より御検討いただくよう、出前講座等においても周知を行っているところでございます。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 久保田真澄さん。

○9番（久保田真澄君） 今後、出水期を迎えるに当たり、適切な情報発信で早めの避難誘導が行えるよう、今後ともまたどうぞよろしく願いいたします。

続いて、勘兵エ堀排水路、大夫落排水路のかさ上げ補修工事の進捗状況についてお伺いいたします。

○議長（岩澤 信君） まちづくり振興部長、野口 昇君。

〔まちづくり振興部長 野口 昇君登壇〕

○まちづくり振興部長（野口 昇君） 久保田議員の御質問に答弁いたします。排水路のかさ上げ補修工事の進捗状況ということで答弁させていただきます。双葉団地に隣接する北側の勘兵エ堀排水路、南側の大夫落排水路、西側の小排水路の堤防かさ上げ及び防水工事につきましては、茨城県と取手市が工事費用を負担しまして、排水路の管理者である福岡堰土地改良区が実施主体となり、令和4年度からかさ上げ工事を実施してまいりました。御質問の進捗状況ですが、北側の勘兵エ堀排水路は、堤防かさ上げ工事予定の延長約600メートル、西側の小排水路かさ上げ工事予定の延長約150メートルは工事が完了しております。現在、双葉団地南側の大夫落排水路で施工中ですが、工事予定延長300メートルのうち、230メートルは今年度中に完了になります。双葉団地に隣接する排水路のかさ上げ及び防水シート工事は、残り大夫落排水路の約70メートルを来年度に実施する予定で、排水路のかさ上げ工事は完了するという状況になっております。以上が、現在の進捗状況になります。

○議長（岩澤 信君） 久保田真澄さん。

○9番（久保田真澄君） 進捗状況について承知いたしました。次に、5か所、浸水検知センサーが今設置されておりますけれども、その稼働状況についてをお伺いします。

○議長（岩澤 信君） 建設部長、渡来真一君。

〔建設部長 渡来真一君登壇〕

○建設部長（渡来真一君） それでは、久保田議員の御質問に答弁させていただきます。令和6年4月1日より、双葉地区内に運用を開始いたしました浸水検知システムでございますが、こちらは久賀小通りや中央通りなど、これまでの冠水実績を基にいたしまして、地区内の5か所に浸水検知センサーを設置しております。設置後の作動状況でございますが、これまでに1回の通報がございました。令和6年6月2日の日曜日の夕方にかけて発生した大雨によりまして、久賀小通り交差点に設置したセンサーから、16時6分に路面から10センチの冠水情報が入りました。その3分後の16時9分には冠水解除の通報が入

りましたので、一時的に道路冠水が発生したことを確認しております。なお、浸水検知センサーの作動は、現時点で久賀小通り交差点に設置したセンサーからの1回の通報のみとなっております。以上です。

〔建設部長 渡来真一君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 久保田真澄さん。

○9番（久保田真澄君） ありがとうございます。浸水検知センサーが作動した場合どのような流れで活用されるのか、お聞きします。

○議長（岩澤 信君） 管理課長、山田哲也君。

○管理課長（山田哲也君） 久保田議員の質問にお答えいたします。浸水センサーについて、まず御説明したいと思います。1か所につき水位検出器の中に、路面から10センチと20センチのところに2つのセンサーが取り付けられております。まず、道路面から10センチに設置したセンサーについては、警戒水位と設定し、通行規制の準備を行うとともに、路面——道路面から20センチの高さに設置されたセンサーは危険水位として通行規制を行うこととしております。このセンサーからリアルタイムな情報により、速やかな道路の通行——規制開始や規制解除など管理が可能となっております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 久保田真澄さん。

○9番（久保田真澄君） 浸水検知センサーの設置により、リアルタイムで浸水の状況が把握でき、被害対応に結びつくことを理解いたしました。

次に、排水施設の点検、バージョンアップについてをお伺いいたします。

○議長（岩澤 信君） 排水対策課長、飯塚 稔君。

○排水対策課長（飯塚 稔君） ただいま久保田議員の御質問に答弁させていただきます。双葉地区内にある排水ポンプ施設に関しましては、毎年施設の点検業務を専門業者への委託により実施しております。委託業務の中では、ポンプはもとより配管や操作盤、さらに水位計などについても年6回の定期的な点検を実施しております。点検結果に異常が見られた場合には、随時修繕を実施しながら適切な維持管理に努めております。また、双葉緑道下にあります都市下水路の管路内の堆積土砂につきましても、職員が定期的に確認を行いまして、必要に応じてしゅんせつなどの清掃作業を実施することにより、排水の機能を維持しております。次に排水ポンプ施設の新たな機能向上といたしましては、ポンプ施設の運転状況や異常を遠隔操作において確認ができる監視システムの導入費用について、今回の定例会において、令和7年度の当初予算として計上させていただいている状況でございます。このような日頃からの定期的なメンテナンスによる排水ポンプ施設の適切な維持管理に努め、また新たな監視システムの導入によりまして、双葉地区の水害対策を推進していきたいと考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 久保田真澄さん。

○9番（久保田真澄君） 都市下水路管内の堆積土砂の定期的な確認のタイミングというのは、どのようなふうになってるのでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 排水対策課長、飯塚 稔君。

○排水対策課長（飯塚 稔君） お答えさせていただきます。毎年、年度が変わりまして

年度当初の頃ですけれども、緑道下にあります都市下水路でございますけれども、こちらの堆積するマンホールがありまして、そこを全部開けまして、中の堆積具合、大体年度当初ぐらいには確認するようにしております。で、堆積とかが著しくあった場合には、さらにしゅんせつといった、そういった流れになっております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 久保田真澄さん。

○9番（久保田真澄君） 今お聞きしますと、じゃあ年に1回ということによろしいですか、大体、年度当初の。

○議長（岩澤 信君） 排水対策課長、飯塚 稔君。

○排水対策課長（飯塚 稔君） ただいまおっしゃられたとおりでございます。

○議長（岩澤 信君） 久保田真澄さん。

○9番（久保田真澄君） 今の——今、お話がありましたポンプ施設の運転状況や異常を遠隔操作にて確認できる監視システムの導入なんですけれども、これはいつ頃になるのでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 排水対策課長、飯塚 稔君。

○排水対策課長（飯塚 稔君） お答えいたします。先ほど答弁させていただきましたとおり、次年度、令和7年度の予算として計上させていただいている状況でございます。施設を管理する立場としましては、一刻も早くそういった状況が分かるシステムをつけ——取り付けたいという思いはあるんですけれども、システムのほかにも双葉のポンプ場が老朽化しておりまして、それ以外の機器の——何ですかね——部品の交換とかそういったものを考えておりまして、そういったもろもろの部品の交換とかそういったものありますので、早くつけたいということはあるんですけれども、ちょっと次年度の進み具合というのが、今現在お答えというのはちょっと難しいと思います。以上です。

○議長（岩澤 信君） 久保田真澄さん。

○9番（久保田真澄君） 分かりました。来年——来年度中に——なるべく早い時期に、ぜひこの監視システムを導入していただきまして、また住民の——住民の皆さんの不安が少しでも払拭されればと思っております。今後の対策ですけれども、最初に、農政課の所管についての対策についてお伺いいたします。

○議長（岩澤 信君） 農政課長、染谷 久君。

○農政課長（染谷 久君） お答えさせていただきます。今後の双葉団地に隣接する農業用排水路の対策につきましては、大夫落排水路堤防部分のかさ上げ、約70メートル、それと既にかさ上げを実施した勘兵エ堀排水路堤防部分の補強工事を考えております。なお、具体的な工法や延長については、今後、県南農林事務所及び福岡堰土地改良区と協議しながら検討していく予定です。また、令和6年第4回議会で承認いただきました、大夫落排水路の新川第二排水機場の排水ポンプ3基中1基を自動化する工事を現在進めております。今年度中には完了する予定です。排水ポンプを自動化することによって、急な大雨の水位上昇に即座に対応できることで、機場操作員の負担軽減や、住民の皆様への安心につながると考えております。また、茨城県で実証実験として設置した大夫落排水路及び勘兵エ堀排水路の水位観測用A Iカメラを、農政課にて引き継ぎ、令和7年度以降も管理運用を農

政課で行います。今後も国や県の支援を活用しながら、水害対策を推進していきたいと考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 久保田真澄さん。

○9番（久保田真澄君） ありがとうございます。そして、農政課所管というところでは、田んぼダムについて取手市としてのお考えをお聞きします。

○議長（岩澤 信君） 農政課長、染谷 久君。

○農政課長（染谷 久君） お答えさせていただきます。田んぼダムは、特殊なますを田んぼの畦畔部分に設置して、雨が降ったときに田んぼの中に水をためる仕組みとなっております。基本的には上流域から、かつ広域的に田んぼダム事業を実施しなければ、下流で実施しても効果は薄いと考えております。さらには、農家の皆様の理解と協力が必要となってきます。取手市では現在、排水路堤防部分かさ上げ工事や排水機場のポンプ自動化など、水害対策を行っていますが、そういった措置を講じていった中で、さらに田んぼダムが必要となれば、上流域のつくばみらい市及び茨城県とも協議しながら検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 久保田真澄さん。

○9番（久保田真澄君） いろんな様々——様々というか、一つ一ついろんな対策が打たれている中で、今ちょっとお話しいただいたのは、もしそれでも駄目だった場合は検討してまいりますということで、少し前向きなお返事がいただけたかと思えます。

次に、排水対策課所管について今後の対策をお伺いいたします。

○議長（岩澤 信君） 建設部長、渡来真一君。

○建設部長（渡来真一君） それでは、排水対策課の対策ということの御質問なんですけれども、建設部としての今後の対応ということで何点かお答えさせていただきたいと思えます。まず大雨などによりまして、例えば双葉緑道周辺の田んぼのほうから、外部からの水が双葉地区内に浸入することが想定される際には、事前に土のうを積み上げる対策というものを引き続き実施してまいります。こういった対応につきましては、必要に応じて、消防本部のほうとも連携を取りながら進めてまいります。それと、先ほど排水対策課長のほうからの答弁もございましたように、ポンプ施設の運転状況、または異常を遠隔操作で確認できる監視システムの導入、こちらにつきましても令和7年度の当初予算——当初予算として計上のほうをさせていただいております。時期につきましては、具体的に申し上げることが現時点では難しいんですけれども、なるべく早い時期に導入のほうを進めるようにしてまいります。それと、双葉地区内の現状調査というものを現在行っております。現況の排水構造物でありますとか地盤の高さ、こういったものを把握いたしまして、排水勾配などの機能を確認する測量というものを現在実施しております。こうした調査結果に基づきながら適切な対策というものを検討してまいります。さらに、国からの支援といたしまして、浸水等の被害発生状況によりまして、国土交通省のほうに排水ポンプ車の派遣・配置についての協議というものも行っております。こちらにつきましても、既に配置場所の確認というものも現地において行っております。こういった庁内全体での連携というものはもちろんなんですけれども、関係機関のほうとも協議を進めながら、双葉地区の水害対策、

こちらを進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 久保田真澄さん。

○9番（久保田真澄君） そうしましたら、建設部所管の貯水池についてのお考えというのをちょっとお聞かせください。

○議長（岩澤 信君） 排水対策課長、飯塚 稔君。

○排水対策課長（飯塚 稔君） では、お答えさせていただきます。調整池施設の整備ということでございますけど、施設整備には必要となってきます地盤改良時に当たって、周辺土地の影響なども考慮しなくてはならないために、難しい工事になるということが予想されております。また、隣接地の方に対し、調整池の築造に対する理解であったりとか、土地所有者の方からの合意形成も不可欠となってくることから、こちらにつきましては慎重な判断が必要となってくると考えております。まずは市として対応できることを実施し、先ほど農政課長からの答弁にもありましたように、農業排水路や排水ポンプ等のハード面での整備と一体となって、引き続き、双葉地区の水害地区？対策？に取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 久保田真澄さん。

○9番（久保田真澄君） 御答弁ありがとうございます。現代の異常気象の中で、いつどのような災害が起きるか予測はできません。これから出水期を迎える双葉地区の住民の皆さんの不安や心配は計り知れません。双葉地区の皆さんが安心して暮らせるよう、これからも水害対策の取組をよろしくお願いいたします。以上です。ありがとうございました。

〔拍手する者あり〕

○議長（岩澤 信君） 傍聴人に申し上げます。傍聴人が守るべき事項としまして、取手市議会傍聴規則第8条に、議場における言論に対して拍手等は可否を表明しないこととございますので、注意いたします。

どうぞ。

○9番（久保田真澄君） 次に、障がい者福祉について、お聞きします。令和6年版の厚生労働白書を見ますと、「精神障害や社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態を「こころの不調」とし、重大な苦痛、機能障害、自傷行為のリスクを伴う精神状態を含むもの」とあります。特に精神障がいは、部位や原因によって分類されることが多い身体の病気とは異なり、主に脳という一つの臓器を対象にしており、原因が分かっていない疾患が多いという特徴があるとされており、精神疾患の外来患者数は増加の傾向にあるとしています。先日、「精神疾患 600 万人 “閉じる家族” をどう支える？」という内容のテレビ放映を視聴しました。精神疾患の家族を支える御家族の苦悩は計り知れないものと感じました。また、支える家族の高齢化に伴い、課題は山積みです。そこで、伺います。取手市で茨城県医療福祉費支給制度（か）に該当し、医療費の助成を受けることのできる精神障がい者の方の人数をお聞きします。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

健康増進部長、彦坂 哲君。

〔健康増進部長 彦坂 哲君登壇〕

○健康増進部長（彦坂 哲君） ただいまの久保田議員の御質問にお答えいたします。現在、把握しております、取手市の精神障害者保健福祉手帳1級から3級に該当される方が、令和4年度末では1,137名、令和5年度末では1,225名となっております。先ほど議員からも御紹介ございましたが、精神障がいをお持ちの方は【「精神障がいをお持ちの方は」を「精神障がいのある方は」に発言訂正】年々増加傾向にあると認識しております。このうち、御質問のございました茨城県医療福祉費支給制度——いわゆるマル福に該当されている方は、生活保護受給者の方を除き85名となっております。以上です。

〔健康増進部長 彦坂 哲君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 久保田真澄さん。

○9番（久保田真澄君） ただいまの部長の答弁から、令和5年度末で、精神障害者保健福祉手帳1級から3級に該当する方1,225名に対して、茨城県医療福祉費支給制度（マル福）に該当する方は85名と極端に少ないようですが、精神障がい者に対する茨城県医療福祉費支給制度の適用基準について伺います。

○議長（岩澤 信君） 国保年金課長、関口勝己君。

○国保年金課長（関口勝己君） それではお答えさせていただきます。茨城県医療福祉費支給制度、通称マル福に該当します重度心身障害者の精神障がい者への適用につきましては、1つ、精神障害者保健福祉手帳1級に該当する方。1つ、身体障害者手帳3級または4級の障害に該当し、かつ精神障害者保健福祉手帳2級に該当する方。1つ、知能指数50以下と判定され、かつ精神障害者保健福祉手帳2級に該当する方。今申し上げた内容のいずれかに該当する方が対象とされております。一般的に重度の障がいのある方と位置づけられております。令和6年4月からの茨城県の制度拡大に伴いまして、取手市では精神障害者保健福祉手帳2級を保持する14名の方に対しまして、新たにマル福の対象となる旨の御案内をし、そのうち9名の方が該当しております。なお現行の制度では、精神障害者保健福祉手帳2級のみ、または3級のみの方はマル福の該当とならないため、医療費の助成につきましては、茨城県の制度より優先されるべき国の自立支援医療制度が適用され、生活保護受給者は自己負担なしのゼロ円になるほか、所得に応じた自己負担額限度額の最低額は月に2,500円の上限で受診できるようになっております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 久保田真澄さん。

○9番（久保田真澄君） 茨城県医療福祉費支給制度では、重度の障がいがある方と位置づけられていることから、該当する方が少ないということは分かりました。精神障がい者の方は、一生にわたる長期の通院、服用の費用や通院のための交通費の負担が大きいこと、長期の服薬による副作用などで身体系の疾患が増加するなどがあります。経済的に困窮しているための確な治療を受けられないことは、回避しなければなりません。また、働いて収入が得られないことや、働きたくても精神疾患のために働けないこと、親なき後への社会的な備えとして、茨城県医療福祉費支給制度の適用基準を拡充する必要があると思っておりますが、今後、取手市としてどのような取組をされるのか、お伺いいたします。

○議長（岩澤 信君） 健康増進部長、彦坂 哲君。

○健康増進部長（彦坂 哲君） 初めに、先ほど私の答弁の中で、「精神障がいをお持ち

の方は」と申し上げましたが、こちら「精神障がいのある方は」と訂正させていただきます。申し訳ございません。

○議長（岩澤 信君） 訂正を認めます。

○健康増進部長（彦坂 哲君） ただいまの質問にお答えいたします。医療に関する制度であったり助成、こういったものは、全県下、さらには全国どこでも同じになることが望ましいということなどを考慮いたしまして、取手市におきましては、毎年県に対しまして、精神障害者保健福祉手帳２級までを、茨城県医療福祉費支給制度、いわゆるマル福の対象として認定を求める声が多く寄せられている状況はお伝えしておりまして、さらに国に対する医療費助成、こちらの要望も行っております。しかしながら現状におきましては、先ほどの答弁でもございましたが、重度という障がいの位置づけに、財政的な面なども含めて、いまだ実現するに至っていないというのが現状です。今後はさらに具体的な要望いたしまして、国の自立支援医療制度を受給している方で、かつ精神障害者保健福祉手帳２級に該当する障がいの方に対して、マル福として認定するよう、財政面を考慮した内容の要望をしてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 久保田真澄さん。

○９番（久保田真澄君） 他県では、市の判断で、精神障害者保健福祉手帳保持者２級までを医療福祉費支給制度の対象として実施している自治体があるとお聞きしています。精神障がい者の方たちの医療費負担軽減に向けての取組、推進を今後ともよろしく願います。

最後に、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築の取組についてです。まず、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムとはどのようなものかをお伺いします。

○議長（岩澤 信君） 福祉部長、鈴木文江さん。

〔福祉部長 鈴木文江君登壇〕

○福祉部長（鈴木文江君） それでは、久保田議員の御質問に答弁させていただきます。精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムとはという御質問です。こちらは精神障がいの有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療・障がい福祉・介護・住まい・就労などの社会参加、地域の助け合い、教育などの普及啓発が包括的に確保された体制のことであり、地域共生社会の実現に向かっていく上で欠かせないものと認識しております。この構築に向けての取手市の取組につきましてもご説明申し上げます。取手市自立支援協議会におきまして、取手市に合った体制の検討を進めております。また、このシステムの目的にありますように、障がい者の包括的な窓口として、令和６年４月に障がい者の総合相談窓口としまして、取手市基幹相談支援センターを設置いたしました。さらには、相談窓口機能だけではなく、アウトリーチ支援としまして長期入院患者の地域移行支援を行っているところです。このように様々な角度から、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて取り組んでいるところでございます。以上です。

〔福祉部長 鈴木文江君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 久保田真澄さん。

○9番（久保田真澄君） 今、部長のほうからお話がありました令和4年4月に取手市基幹相談支援センターが設置されました。その役割についてをお伺いいたします。

○議長（岩澤 信君） 障害福祉課長、鈴木哲也君。

○障害福祉課長（鈴木哲也君） お答えいたします。障がい者の総合的な相談窓口として、今回設置させていただきました。以上です。

○議長（岩澤 信君） 久保田真澄さん。

○9番（久保田真澄君） 何かもうちょっと具体的にいいですか。

〔笑う者あり〕

○議長（岩澤 信君） 障害福祉課長、鈴木哲也君。

○障害福祉課長（鈴木哲也君） 失礼いたしました。基幹相談支援センターの役割としては、障がい者の地域包括支援の要としまして機能を担う基幹相談センターでございます。設置したばかりではございますけれども、年間411件ほどの相談支援を受けている状況でございます。以上です。

○議長（岩澤 信君） 久保田真澄さん。

○9番（久保田真澄君） 年間411件って本当に多いですね。取手市の市民の方に、この取手市基幹相談支援センターがあるという、この周知の方法についてお伺いします。

○議長（岩澤 信君） 障害福祉課長、鈴木哲也君。

○障害福祉課長（鈴木哲也君） お答えいたします。設置したばかりでございますので、市内周知が大切であると考えております。市内の——市のホームページ・広報とりでの掲載のほか、市内関係機関や医療機関へのチラシの掲示、民生委員・児童委員への周知を行っているところでございます。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 久保田真澄さん。

○9番（久保田真澄君） 分かりました。家族の方が本当に困ったときに、親身になって相談に乗っていただける敷居の低い相談先が必要だと思います。取手市基幹相談支援センターが相談窓口として広く周知されて、必要とされている方の利用につながるよう、これからもよろしく願いいたします。ありがとうございました。以上で一般質問終わります。

○議長（岩澤 信君） 以上で、久保田真澄さんの質問を終わります。

続いて、小堤 修君。

〔12番 小堤 修君登壇〕

○12番（小堤 修君） 創和会、小堤です。皆さん、吉田 茂首相って戦後の首相を知ってますでしょうか。御存じかと思うんですけども。今日は昭和——昭和28年の今日、吉田首相が衆議院の予算委員会で、社会党の議員に答弁のときに、ちっちゃい声で「ばかやろう」と言ったのがマイクで拾われちゃって、それがもとで不信任決議案が出て、それで内閣がそのあと解散したと。その「ばかやろう」を言った日が今日だったそうです。ですので、私も不穏当発言しないようにちょっと頑張りたいと思います。よろしく願いいたします。今日は——今日の質問ですけども、今まで私の選挙時の6つの公約のうち、少子化対策の推進、高齢化対策の推進、そして人口減少対策の推進と3つやってきまして、今日は4番目の特色あるまちづくりの推進について質問したいと思います。ではスクリー

ン使いますので、席を移動します。切替えをお願いします。

〔12番 小堤 修君質問席に移動し資料を示す〕

○12番（小堤 修君） それでは、これですけれども、私は「ゆめ膨らみワクワクする取手市をめざして」という目標の下、議員活動を続けているわけですけれども、私の基本的な考え方は、市の最上位計画である第六次総合計画の基本構想、「ぬくもりとやすらぎに満ち、共に活力を育むまち とりで」と、基本計画のとりで未来創造プラン2024を検討しながら、豊かで発展する取手市について考えるとき、その決め手となるのは、取手の未来を描くイメージ力、政策力、実行力、そして発信力と思っています。それはつまり、行政、議会、市民との協働や、ときには事業所との連携も必要だと考えます。みんなで具体的な未来のビジョンを描くことが取手市の目標の指針となり、共通の方向性を持つことができると思います。未来を見据えた適切な政策を立案し実行することが、地域の問題解決や発展につながると考えています。それはつまり「住み続けるほど好きになる街をつくる」につながると考えます。

では、今日の質問の特色あるまちづくりの推進についてですが、特色を生かしたまちづくり——つまり、取手市全体を大所高所から俯瞰して大きな地域ごとに分ける、ゾーニングによる開発整備の考え方です。市全体の——全体を大きく5つに分けてみました。ちょっと見えづらいかもしれませんが、1、取手市周辺——取手駅周辺地域ということ、そして東部地域・西部地域・桑原地域・藤代地域というふうに分けてみました。地図で描くとこんな感じですが、これいばらきデジタルマップから取りましたので、著作権はないと思うので大丈夫だと思います。こういうふうに5つに大きく分けました。それでは、今日は随時に取手市都市計画マスタープランを絡めながら質問していきたいと思います。ではまず、取手駅周辺地域、取手駅西口再開発の早期実現についてということ、2024では、政策1、快適で住みやすい都市の実現ということになるかと思います。ここで本当は再開発が遅れている要因と対応ということを聞こうと思ったんですが、先日の全協で説明があり、そして昨日、染谷議員からも質問あったので、そこは分かりましたので省きます。では、取手駅西口再開発と取手市都市計画マスタープランの関連についてお聞きします。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

都市整備部長、浅野和生君。

〔都市整備部長 浅野和生君登壇〕

○都市整備部長（浅野和生君） それでは、ただいまの御質問にお答えさせていただきます。A街区の市街地再開発事業におきましては、組合施行を想定しているものの、公的性質を有する事業であることから、市の様々な行政計画に位置づけられております。この都市計画マスタープランでございますが、都市計画法に基づいて市町村が定める、市町村の都市計画に関する基本的な方針というものでございまして、市町村が取り組むまちづくりの最も基本的な考え方となる計画です。都市計画マスタープランは全体構想と地域別構想とで構成されておきまして、全体構想におきましては、取手駅周辺地域は商業・業務系市街地ゾーンとして、都市拠点にふさわしい都市基盤と建築物との一体的な整備を進め、都市基盤整備に当たっては、土地区画整理事業の早期進捗を図り、また建築物の整備に当た

っては、民間活力の導入を図りつつ都市機能の集積を図り、今後の社会構造の変化に対応した持続可能な中心市街地の再創を図る旨を定めております。

地域別構想におきましては、取手駅周辺地域につきまして、地域づくりの目標として、「魅力的で活力あふれる中心市街地と利便性の高い市街地の形成」を掲げておりまして、また地域づくりの方針としましては、魅力ある都市拠点として、持続可能な中心市街地としての再創を図るため、今後の少子高齢化社会の進展に対応した健康・福祉・医療をはじめ、商業・業務・芸術・文化・行政などの各種都市機能の集積を図り、特に西口地区において施行中の土地区画整理事業の早期進捗を図るとともに、民間活力の参入による土地利用の具現化を推進する旨を定めております。

このように都市計画マスタープランにおきましては、全体構想及び地域別構想のいずれにおきましても、取手駅西口におきまして都市拠点にふさわしい都市基盤整備と建築物整備を進めるとしておりまして、商業・業務・芸術・文化・行政などの各種都市機能の集積を図ることも定めております。以上でございます。

〔都市整備部長 浅野和生君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 小堤 修君。

○12番（小堤 修君） ありがとうございます。都市計画マスタープランは都市計画法第18条の2に基づくもので、その上位には地方自治法第2条第4項に基づく市町村の基本構想——総合計画ですか、それと国土利用計画法第4条に基づく市町村計画、これは国土利用計画というんですね——これがあり、また都市計画法第6条の2に基づき、県が定める都市計画の整備、開発及び保全の方針、いわゆる都市計画区域マスタープランというのがあり、それぞれ——それに基づいていることが分かりました。

では次に、取手市立地適正化計画との関連についてはいかがでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 中心市街地整備課長、中村有幸君。

○中心市街地整備課長（中村有幸君） それでは、お答えさせていただきます。立地適正化計画は、都市再生特別措置法に基づき、住宅及び商業施設などの都市機能増進施設の立地の適正化を図るための計画で、都市機能や居住の誘導、公共交通網の形成などによって、コンパクトシティ・プラス・ネットワーク型の都市づくりを目指すものであります。立地適正化計画は、都市計画マスタープランをより具体化したものということができ、立地適正化計画が策定された場合は、都市計画法上の市町村の都市計画に関する基本的な方針の一部とみなされます。立地適正化計画におきましては、取手駅周辺地区を都市機能誘導区域に設定し、健康・医療・福祉に係る都市機能をはじめ、にぎわい・交流・文化・居住など、様々な活動を促す都市機能を集積するとともに、交通結節機能を向上させ、便利で魅力的な町なかを形成していくという、まちづくりの方針を掲げております。また、都市機能誘導区域における誘導施設として、ショッピングセンターやスーパーマーケットといった商業施設・子育て支援施設・地域交流施設などを設定しており、さらには都市機能誘導に係る施策として、取手駅北土地区画整理事業と併せてA街区の市街地再開発事業を位置づけております。このように、立地適正化計画におきましては、取手駅周辺地区を都市機能誘導区域、A街区の再開発ビルに予定している主な機能、施設を都市機能誘導区域にお

ける誘導施設に、市街地再開発事業自体を都市機能誘導に係る施策に、それぞれ明確に位置づけております。このようにA街区におけます再開発事業は、市の顔であります取手駅前の魅力ある都市空間づくりに大きく資するものであることに加えて、複合公共施設の整備を検討しているため、公共的な性格も大きい事業となっており、こうした点から、市の最上位計画であります総合計画をはじめ、都市計画マスタープランや立地適正化計画といった様々な行政計画におきまして、中心市街地における基盤整備と建築物整備を位置づけ、またA街区の再開発事業の推進を位置づけているところでございます。以上です。

○議長（岩澤 信君） 小堤 修君。

○12番（小堤 修君） ありがとうございます。この再開発事業は、取手駅前のいわば市の顔ともいふべき事業であり、2024の施策1でもうたっているように、魅力ある都市空間の創造でなければならず、市の総合計画とマスタープラン、そして立地適正化計画が根底にあるということを改めて認識しました。いろいろ課題・問題はありますが、英知を結集して、できるだけ早い実現が取手市の発展には不可欠だと思います。よろしくお願いいたします。

では、次に、にぎわいの創出という点では、人の流れ、回遊性、これらを活発化させる一助となるということで、この東西自由通路の建設についてはいかがでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 中心市街地整備課長、中村有幸君。

○中心市街地整備課長（中村有幸君） それではお答えさせていただきます。取手駅周辺は高低差のある地形であることに加えて、東西市街地が常磐線により分断されており、地形的制約が課題となっております。東西自由通路整備については、東西市街地が新たにバリアフリー化された経路で結ばれ、回遊性が向上し、にぎわいづくりに貢献する事業であると考えているところでございます。また、西口での区画整理事業や再開発事業により、将来的に人のにぎわいが創出されることが期待でき、自由通路が整備されることにより東西口の行き来が容易になり、往来が活発になることから、商業活性化についての波及効果が見込まれ、東西口が一体となった取手駅周辺地区のにぎわいや活性化につながるものと考えております。しかしながら、現在、区画整理事業は完了に向けて大詰めの時期に来ており、またA街区の再開発事業の施行及び複合公共施設の整備も予定している状況であるため、自由通路整備のような大規模事業をこれらの事業と同時期に並行して実施することは、財政上の負担が大きく、事業の優先順位をつけながら進めていくという必要がございます。そのため、まず区画整理事業に注力し、並行してA街区の市街地再開発事業の実現、及び複合公共施設の整備に向けた作業を進めていくことが重要であると考えております。こうした状況であるため、自由通路につきましては、自由通路整備に係る事業の推移や財政状況などを鑑みながら、タイミングを見計らってJRと協議を行い、整備計画の検討に着手できるよう努めていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 小堤 修君。

○12番（小堤 修君） 分かりました。西口の区画整理事業及び再開発事業と同時にとはいきませんが、西口と東口が柏駅のような通路で一つになれば、もっとにぎわいが出て活性化すると思います。今は東西地下通路ですか、あそこの――をもう少し明るく

楽しいイメージで通れるようになるのもっといいのかもしれませんが。以上で、1番は終わりです。

次に2、東部地域についてです。これは東京藝術大学と連携した芸術文化の華やぐ地域整備ということです。2024では、政策2の魅力の創造と発信ということになります。それではまず、東部地域での今までの施策の取組と効果について、お聞きします。

○議長（岩澤 信君） 政策推進部長、齋藤嘉彦君。

〔政策推進部長 齋藤嘉彦君登壇〕

○政策推進部長（齋藤嘉彦君） それでは、小堤議員の御質問に答弁いたします。御案内のとおり、取手の東部の地域には東京藝術大学のキャンパスがございます。平成4年度から東京藝術大学と取手市がお互い協力していくことを確認し、これまで様々な事業を展開してアートのまち取手を進めてまいりました。市内でこれまで実施してきた取組ですけれども、小中学校への美術や音楽の指導者を藝大生から——藝大生を派遣するという藝大交流事業。それから藝大音楽学部生によるふれあいコンサート、また妊産婦を招いて行う妊産婦向けコンサート、藝大とその他の主体とで連携した取組として取手アートプロジェクト、またJOBANアートライン協議会、それから4者連携協定ということで、西口のアトレ・JR・取手市、そして取手アートプロジェクトの4者協定というような取組を行っております。東部——とりわけ東部地域の取組といたしましては、取手駅東口のストリートアートステージ、また井野団地内の井野アーティストヴィレッジ、それから市民会館における建物への壁画、それから市長賞記念演奏会といったようなものが挙げられます。これらの詳細につきまして、担当課長より答弁させていただきます。

〔政策推進部長 齋藤嘉彦君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 文化芸術課長、飯山貴与子さん。

○文化芸術課長（飯山貴与子君） 補足答弁させていただきます。ストリートアートステージには藝大生が制作した彫刻作品7点を展示しており、道行く人々が身近な場所でアートに親しめる場となっています。これらの作品を含む鑑賞ツアーも開催しており、町なかの至るところにアート作品があり、改めて取手市がアートのまちだと実感できるなどと好評を得ています。

井野アーティストヴィレッジは、市と藝大がUR都市機構の協力のもと、井野団地内の空き店舗1棟を整備し、若手アーティストの創作活動支援と地域の活性化を目指したもので、現在27人の芸術家が創作活動をしています。オープンスタジオでは、地域住民と交流を図り地域の活性化にもつながっています。なお井野団地では、取手アートプロジェクトが協力し、UR都市機構が整備を進めている、団地の4階と5階をセットにした賃貸制度、サービスフィールド付住宅「SF住宅」があります。入居者にはアトリエとして活用している芸術家もいます。高齢化が進む団地に若い世代を呼び込むとテレビや新聞でも報道され、特色ある取組として取手市の魅力が発信されています。

市民会館の巨大壁画も藝大関係者や学生に協力をいただいたもので、東部地域においてシンボリック的な存在にもなっています。市民会館に御来場された方が、壁画を写してSNS等で発信し、アートのまち取手の魅力発信につながっています。

○議長（岩澤 信君） 小堤 修君。

○12番（小堤 修君） ありがとうございます。市全体でも様々なことに取り組んでいて、東部地域に限っても、ストリートアートステージなどいろいろやっていることが分かりました。それで先日、私そのストリートアートステージ、写真に撮ってきたので見てください。もう皆さん御存じかもしれませんけれども。

〔12番 小堤 修君資料を示す〕

○12番（小堤 修君） まずこれ、東口の角のところに「芸大通り」というふうに見板が出てます。これはちょっと見えづらいですけど、いろいろ——7か所あるんですね、その7か所の案内板があります。7つ全部ではないですけど、こういう作品、これ常陽銀行の前辺りですか、これもセブン—イレブンの前辺りです。これが東口のずっと南のほうに来たところにあります。こういったものが7か所あります。それでは、芸大通り——今見ていただいた芸大通りを含む東部地域の今後の展開として、東部地域住民の意識や連携はどう変わってきたのか、またどう変わっていくのかお聞きします。

○議長（岩澤 信君） 文化芸術課長、飯山貴与子さん。

○文化芸術課長（飯山貴与子君） 御答弁いたします。御紹介ありがとうございました。今後の展開といたしましては、予算議決後になりますが、東京藝術大学大学美術館取手収蔵棟の竣工を記念し、取手収蔵品展を開催する予定です。多くの市民に大学美術館や取手キャンパスに足を運んでいただき、質の高い芸術を身近に感じていただける機会になればと期待しております。

市民会館での事業としまして、今年度第13回目となった取手ジャズフェスティバルがあります。ゴールデンウィークに開催したアマチュア公演では3,346人を集客するイベントに成長し、市民が音楽に触れる機会と発表の場を提供することができました。先日開催しましたプロ公演は満席で、市外からのご来場者が約6割を占め、交流人口の増加と魅力発信につながっています。また、令和元年度に創設した、藝大音楽分野の市長賞受賞者による記念演奏会も、市民会館で毎年開催しており、アンケートで、「身近な場所で質の高い音楽を聞くことができ取手市民でよかった」というお言葉もいただき、励みになっております。今後も継続して音楽による文化芸術の振興を進めてまいります。

また、多くの取手市民が参画する取手アートプロジェクトでは、UR都市機構と協力し、創造する団地として、井野団地で地域の人々や芸術家・NPO法人など多様な主体と連携し、団地活性化の仕組みづくりに取り組んでいます。空き家や団地空間のアートを生かした利活用や、団地の壁画製作等を計画しており、生活の中にアートを取り込み、創造的に生活する市民が増えていくことを目指しています。

また、こちらも予算議決後にはなりますが、取手市制施行55周年記念として、日本で最も伝統のあるプロオーケストラ、藝大フィルハーモニア管弦楽団による演奏会を市民に体感いただくべく、市民会館での開催を予定しています。市民から御要望が多いオーケストラ公演を実現し、藝大と連携している取手市ならではの演奏会として、市民の郷土愛醸成に寄与できるものと期待しております。

○議長（岩澤 信君） 小堤 修君。

○12 番（小堤 修君） ありがとうございます、いろいろ説明。藝大そして井野団地、あと市民会館を拠点として、市民からも芸術に関するあふれ出る熱量が感じられるような取組を期待しております。よろしく願いいたします。

では次に、取手駅ビルには、たいけん美術場V I V A（ビバ）があります。今度の日曜日にフォーラム 2025 が開催され、市長も参加するトークセッションやディスカッションが行われるとのことですが、市全体への経済の波及効果についてお聞きします。

○議長（岩澤 信君） 文化芸術課長、飯山貴与子さん。

○文化芸術課長（飯山貴与子君） 御答弁いたします。体験美術場V I V A（ビバ）は取手市、東京藝術大学、東日本旅客鉄道株式会社、株式会社アトレの4者による産官学連携事業として開設されました。3月2日には中村市長、東京藝術大学日比野学長、アトレの高橋社長が、生きる力を身につけ、未来を切り開く力を育むために必要な環境や取組について、多くの若者が利用するV I V A（ビバ）の可能性を議論していく予定です。今後も取手市に東京藝術大学がある環境を生かした特色ある事業を推進してまいります。近年、藝大は誰もがアートを介したコミュニケーションで社会とつながり——社会とのつながりを実感できる仕組みづくりについて研究を進めています。芸大の知見を生かし、アートに触れることで、市民のウェルビーイングの向上につながるよう日常の中にアートが溶け込み、身近な場所で質の高い芸術に親しめ心豊かな生活が送れるようなまちづくりを、藝大と連携しながら進めてまいりたいと考えております。

○議長（岩澤 信君） 小堤 修君。

○12 番（小堤 修君） ありがとうございます。中村市長と日比野学長の楽しいトークセッションが繰り広げられ、盛り上がることと思います。このように取手市は市内全体に芸術があふれている町であり、市内の人も市外の人、その芸術に触れることで人生に潤いが出てくるもので、市全体で盛り上げていくことが大切だと思います。その取手市の特色を生かし、東部地域を中心として芸術文化の華やぐまちづくりが推進されていけばいいなと思っております。以上です。

では次、3つ目行きます。西部地域です。こちらは、自然環境を残しグリスポを——取手市グリーンスポーツセンターですね、以後グリスポといいます——を核としたアウトドアスポーツ等の展開についてです。2024では、政策4、健康でいきいきとした社会の実現に関係すると思われまます。スポーツには競い合い勝負をつけるものと、心身のリフレッシュや趣味としてのものと二通りあると思いますが、スポーツによる健康づくりの推進についてお聞きします。

○議長（岩澤 信君） 健康増進部長、彦坂 哲君。

〔健康増進部長 彦坂 哲君登壇〕

○健康増進部長（彦坂 哲君） ただいまの御質問に答弁させていただきます。議員おっしゃるように、スポーツには様々な性格のものがあるかと思います。未来創造プラン2024におきましても、健康でいきいきとした社会の実現を掲げておりますし、また第二期健康とりで21におきましても、生涯を通じて健康づくり、食育などを通じて、市民の健康増進に積極的に取り組むということをうたっております。市におきましては、生涯を

通し健康で安心して暮らせるまちづくりを目指しまして、健康に関する意識の向上を図るとともに、保健事業と介護予防を効果的・効率的な事業として一体的に実施していくために、庁内の関係各課との連携を充実させるなど、様々な取組を行っています。このような中で、健康施策の具体的な取組のうち、スポーツに関することにはなりますが、子どもから大人まで誰もが楽しめる、ゆるスポーツ体験イベントというものがございます。これは今年で3回目の実施となりますが、成功しても失敗しても、見ているだけで楽しくなる、ゆるスポーツという競技を通して、体を動かすことの楽しさを体験していただくイベントとなっております。また、そのほかにも様々な方が参加できるようなシルバーリハビリ体操であったりチューブ体操、さらにはそれらの指導者の育成支援、こういったものも行いまして、体を動かすこと、スポーツをすることによる健康づくりに関する知識を深めていただく機会のほうを提供しております。今後も、スポーツをはじめとしまして、体を動かすことの大切さを広く提供することによりまして、身体的・精神的・社会的な健康バランスの向上を図り、健康増進・健康維持のため運動を習慣化・継続して実施することの重要性、こういったものをいろんな事業——様々な事業を通して啓発・普及に取り組んでまいりたい、このように考えております。以上です。

〔健康増進部長 彦坂 哲君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 小堤 修君。

○12番（小堤 修君） ありがとうございます。今おっしゃられた、ゆるスポーツ体験イベントですか、この程よく絶妙といった感じでいいと思います。スポーツを通じて身体的・精神的に健康維持や健康を増進すること、これはやっぱり運動の習慣化や継続ということで大事なのかなというふうに思います。ではこの自然環境を残し、グリスポを核としたアウトドアスポーツ等の展開についてお伺いします。

○議長（岩澤 信君） 教育部長、井橋貞夫君。

〔教育部長 井橋貞夫君登壇〕

○教育部長（井橋貞夫君） 小堤議員の御質問に答弁させていただきます。TAC取手グリーンスポーツセンターは、豊かな自然に囲まれ、約5万平米と広大な敷地の中に体育室やプール等、屋外には遊水プールやアスレチック広場を有しています。この自然を生かしまして、アスレチック広場では様々な事業を展開しております。幾つか紹介させていただきますと、アスレチック広場の林を活用したグリスポASOVIVA（ビバ）では、自然の中にかげられたワイヤーロープにベルトとハーネスをつけてぶら下がる**ジャンプライン**【「ジャンプライン」を「ジップライン」に発言訂正】や、木と木の間に細いベルト状のライン張りバランスを楽しむスラックラインなど、躍動感あふれるアウトドアスポーツを展開しております。また忍者王とって、忍者をモチーフに古いビート板を再利用した手作りの手裏剣で、木に吊るされた的を落とすゲーム感覚のイベントも実施しております。これらはアウトドアスポーツとして、親子で自然に触れ合いながら楽しむ人気のグリスポのイベントとなっております。また来年度、市制施行55周年を記念しまして、取手ロゲイニングといったものを開催する予定にしております。ロゲイニングとは、地図とコンパスを用いましてチェックポイントめぐるスポーツで、自然環境を楽しみながら体を動かす

もので、アウトドア愛好者などに人気のスポーツとなっております。これらの取組を通じまして、豊かな自然の中でアウトドアスポーツやレクリエーションを楽しみながら市民の皆様が健康で充実した生活を送っていただけるよう、今後も努めてまいりたいと考えております。以上です。

〔教育部長 井橋貞夫君答弁席に着席〕

○教育部長（井橋貞夫君） 訂正をお願いします。

○議長（岩澤 信君） 続けてください。どうぞ。

○教育部長（井橋貞夫君） すみません。先ほど私、**グリスポASOVIVA（ビバ）**の中で、ベルトとハーネスをつけてぶら下がる「**ジャンプライン**」と申しました、正しくは「**ジップライン**」に訂正をお願いします。

○議長（岩澤 信君） 訂正を認めます。

小堤 修君。

○12番（小堤 修君） ありがとうございます。グリスポASOVIVA（ビバ）——先ほどの取手駅ビルのVIVA（ビバ）と同じ、それにかけてるのかなと思います。VIVA（ビバ）——ビバアメリカって曲ありましたけれども、昔。

〔笑う者あり〕

○12番（小堤 修君） そういうわけで、大人から——子どもから大人まで活発にスポーツして遊べるイベントなどをどんどん企画して行ってほしいと思います。今の答弁は、グリスポという取手市の敷地内の話でしたが、グリスポ周辺には緑が多く、憩える・集える場所の創生・必要性というのがあるのかなと思います。ちょっとスクリーンをお願いします。

〔12番 小堤 修君資料を示す〕

○12番（小堤 修君） これはグリスポから下りてきたところの米ノ井のほうのところを写した——私が写した写真ですけども、この荒廃した土地ですか、で、奥のほうは埋立てによる山が出来てしまったというようなところで、これ枯れてますけど、夏見るとすごい緑一面でいうところが感じられます。それで、グリーンスポーツセンター周辺における都市計画マスタープランの位置づけについて、お聞きしたいと思います。

○議長（岩澤 信君） 都市整備部長、浅野和生君。

〔都市整備部長 浅野和生君登壇〕

○都市整備部長（浅野和生君） それではお答えさせていただきます。取手市の都市計画マスタープランにおきましては、グリーンスポーツセンター周辺地域は、健康づくりやスポーツ、レクリエーションの機能を有する緑の拠点として、斜面林と一体となった良好な環境と景観の保全を図ることとしております。こちらにつきましては、医師会病院やグリーンスポーツセンターを中心に、景観や環境に配慮しつつ、広域的な健康、スポーツの拠点としてのまちづくりを目指していることによるものでございます。以上でございます。

〔都市整備部長 浅野和生君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 小堤 修君。

○12番（小堤 修君） ありがとうございます。この都市計画マスタープランという

のは平成23年の3月にできて20年のスパンということで、長い間をかけながら整備していかなくちゃいけないということで、自然環境の整備保全、これ大事なことになるのかなと思います。この景観保全を踏まえたこの緑地の保全——市街化調整区域ではありますけれども、そういったところも手を入れていくというふうに考えていただければ、この米ノ井の耕作放棄——放棄地や埋立て地の未活用な地域の再生というものも、民間活力を取り入れながら——市ではできない部分もあると思うんですけれども、民間活力を取り入れて整備していけば、人が集える、憩えるところになっていくのかなというふうに思います。

あともう一つちょっと見てください。これは私の家の西のほうなんですけど、上高井の中の大境地区のほうから映した——本当に山です。本当に緑しかないという、こういうところをもう少しやっていかないといけないのかなというふうに、このように市街化調整区域のあり余る自然を整備保全して、人が——先ほど言いましたように、集える・憩える場所にしていくことが西部地域には大事なのかなと。そうすることによって人々も移住してくるのかなというふうに思いますので、民間活力等を取り入れながら、長いスパンですけれども、考えていっていただければと思います。以上です。

では次に、桑原地域です。こちらは開発による商業地域の——商業地域への転用・発展による経済等の活性化ということで、2024では政策1の快適で住みやすい都市の実現ということになるかと思えます。取手市のまちづくりにおいて、桑原地域に期待する役割は何でしょうか。

○議長（岩澤 信君） 都市整備部長、浅野和生君。

○都市整備部長（浅野和生君） それでは、お答えさせていただきます。国道6号線と都市計画道路上新町環状線が交差する広域的な交通結節点に位置する本地区でございますが、民間開発事業にとりまして魅力的な立地と交通条件を有し、商業・工業・物流など様々な分野において開発ポテンシャルの高い地域となっております。そうしたことから、当市におきましては、桑原地区を総合計画や都市計画マスタープラン等の上位計画におきまして、商業・業務施設を核とした本市の新たな活力創造拠点として位置づけておりまして、開発計画を強力に推進してきたところでございます。そして、桑原地区の目指すまちづくりは、土地利用構想に示すとおり、「新たな取手の求心力を担う活力創造拠点づくり」をコンセプトに、活力と魅力を兼ね備えた都市空間を創出することにあると考えているところでございます。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 小堤 修君。

○12番（小堤 修君） ありがとうございます。開発するに当たっていろいろ課題・問題はあるかと思いますが、それらを一つ一つ乗り越え、新しい町ができることをイメージすると、私もわくわくするところでありまして、皆さんも同じようかなというふうに考えるところです。では、その商業用地完成による取手市及び周辺地域へのメリットがあると思うんですけど、それは何でしょうか。

○議長（岩澤 信君） 都市政策推進室長、中村大地君。

○都市政策推進室長（中村大地君） 小泉議員の御質問に答弁いたします。まず桑原地区の整備効果としては、市全域を考えますと、これまで商業・各種サービスが、そういった

民間消費が市外のほうに流出しておりましたが、それらが——それらの多くが市内で賄えることが想定されますので、市民生活の利便性の向上が期待できるものです。また、約6割の市民が市外へ就業しているという状況でございますが、今回の開発で多くの雇用創出が見込まれることから、それらの交流人口の拡大、また若い世代の定住化が促進されるといったことが期待できるものでございます。それらの全てが市内の消費拡大につながるものとして地域経済の活性化、そして市の安定した財政運営に大きく貢献することができるものと期待できるものでございます。そして、桑原地区の地権者の皆様にとっては、これまでの農業経営に代わって安定した土地活用も可能となる、といった点も整備効果の一つとして挙げられるかと思えます。事業協力者からは、恵まれた立地環境を生かして、その時代の最新のサービスを提供できる施設展開、そしてまちづくりを考えているというふうに伺っておりますので、当市といたしましても、ほかにはない、取手だけの魅力的なにぎわい拠点が整備されることを期待しまして、また、そこに多くの方々が訪れるようなまちとなることを期待しているものでございます。以上です。

○議長（岩澤 信君） 小堤 修君。

○12番（小堤 修君） ありがとうございます。市民生活の利便性の向上とか、雇用の創出による交流人口の拡大、そして若い世代の定住化ということが地域経済の活性化につながるというふうに分かりました。そして安定した財政運営もでき、地権者の安定した土地活用もできると。そういうことはほかにはない取手だけの魅力的なにぎわい拠点の出現につながるものと大いに期待するところです。

それでは、今後の見通しについてはいかがでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 都市政策推進室長、中村大地君。

○都市政策推進室長（中村大地君） お答えいたします。今後の見通しについてなんですが、まず事業化を早期に進めていくためには、その課題といたしましては、これまで都市計画決定に向けた大きな山場でございました農林協議に一定の進捗がありましたので、現在は区画整理組合の設立に向けた地権者の皆様の合意形成、こちらの支援・促進をしていくことが重要であるというふうに考えております。今後は、令和7年度中の都市計画決定を目指した作業を進めるとともに、準備組合におきまして、事業認可申請の本同意に向けた資料の作成等の業務を進める中で、それらに合わせまして、地権者の合意形成の支援として、地権者の懇談会、準備組合の理事会等の開催を行いまして、早期事業化を目指した取組を進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 小堤 修君。

○12番（小堤 修君） 見通し、ありがとうございます。都市計画決定が確実に行われることを期待して、この質問は終わります。

次に、藤代地域ですが、稲作地帯での魅力ある農業の展開ということでお聞きしたいと思えます。強いて言えば、政策2の魅力の創造と発信というところで、重点施策の市内産業活性化による地域の賑わいの創出というところが当てはまるのかなというふうに思えます。本来、藤代地区なんで、藤代駅を中心としたサブ拠点、これについてもお伺いしようとも思ったんですが、これはちょっと今回は省きまして、そして水防対策の抜本的強化と

藤代地区の水災を未然に防ぐ——最小限に防ぐということについてもお聞きしようと思いましたが。先ほど久保田議員からも、双葉地域のところでいろいろな施策があるということを知りました。そして、小貝川があって小貝川の北と南とに分けて考えますと、双葉地域はそういうことですが、南側も考えますと、北浦川、西浦川、あと相野谷川、これがあります。それで小貝川というのはやはり国の国土交通省の管理ですので、国がいろいろやっていかなくちやいけないと思われまふ。そして、今言った3つの北浦、西浦、相野谷、この川については県がやっていかなくちやいけないところもありますので、そこはちょっと取手市に関しては、今回は聞くのはやめようかと思いますが、やはり水があふれるようなところは低地なわけですから、そして川の近くは肥沃な土地がある。昔の世界の四大文明もそうですけれども、やっぱりそこに文化が発達してくるというところが、文明ができるということで、やっぱりいい土地があるということなんですね。そうすると、その中で稲作はどうなのかなというのは、皆さん見て——イメージしていただくと、やはり5月、6月頃は稲が伸びてきて緑色で、一面田んぼがきれいになると、そういうところだと思います。米の価格の問題もあります。備蓄米、放出してどのぐらい価格が安定するのか分かりませんが、では、魅力ある稲作のための方策について、お聞きします。

○議長（岩澤 信君） まちづくり振興部長、野口 昇君。

〔まちづくり振興部長 野口 昇君登壇〕

○まちづくり振興部長（野口 昇君） 小堤議員の御質問に答弁いたします。取手市は議員ご存じのとおり、耕作農地の97%が水稻栽培であり、その大部分が5ヘクタール以下の中小規模の兼業農家で、主に取手市産のコシヒカリを作付しています。取手市産のコシヒカリは、議員の皆さん御存じの——御承知のとおり、ツヤ・コシ・粘りと三拍子そろった、かめばかむほど甘味やうまみが出ておいしいお米です。この取手市産のコシヒカリ稲作地帯を守り続けていくために、市としてはこれから規模拡大をしていく担い手に対しての支援はもとより、農地を守り続けている中小規模農業者も支援していかなければならないと考えております。市ではこれまでも転作等実施補助金や集積補助金、また令和4年・5年度の2か年にわたり、物価高騰対策に対する国の交付金を活用して農業者への支援を行ってまいりました。現在は、農業者の高齢化や後継者不足の状況を、地域で農業を守り次世代に引き継ぐため、地域計画を策定しています。また、今年度、押切地区において新規にメロン栽培に挑戦する農業者が、県の儲かる産地支援事業を活用し事業を進めているところです。これから先、取手市の特産物として事業を展開していただけることを期待しております。今後も稲作農家を支え、新たな農産物や農業手法を試みる農業者に寄り添い、国、県及び農業団体と連携を図りながら、取手市としてできる農業支援を行い、新規就農者の確保に努めるとともに、魅力のある農業の展開を推進していきたいと考えております。

〔まちづくり振興部長 野口 昇君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 小堤 修君。

○12番（小堤 修君） ありがとうございます。大部分が中小規模の兼業農家であるということですが。先日テレビで予算委員会の国会中継見てたんですけども、そこで農家の数というのが1990年から2025年、今年ですね——の35年でマイナス180万になると。

それは農家の数じゃなくて農家に従事する人ですね、その人数というのは岡山県か宮城県
の人数に匹敵すると、そういうふうには言っています。今後15年――十五、六年で農家が
60%減ってしまう。また農地面積も同じく35年でマイナス100万ヘクタールというこ
とで、大阪府に匹敵する面積だというふうには言っています。今後五、六年で農地は30%減
ることですので、今後、農家・農地をいかに守っていくかというのが問題なのかなと
いうふうに思うところです。そういうふうには就農者が減っている中で、農業従事者が大規
模農業を行う兆しはあるでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 農政課長、染谷 久君。

○農政課長（染谷 久君） お答えさせていただきます。いずれも水稻営農なんですけど
も、藤代地区において、新たに法人を設立して離農する方の耕作地を一手に引き受けるも
のや、取手地区において、兼業農家育成塾出身で定年を機に農業を始める農業者も現れて
おります。以上です。

○議長（岩澤 信君） 小堤 修君。

○12番（小堤 修君） ありがとうございます。少しはそういう方も今出てきてるとい
うところで、そういうふうには大きくやっていただける方もちょっと期待していかなければ
いけないのかなというふうに思います。また先ほどの答弁であった、メロンの栽培という
のもありましたけど、茨城県の儲かる農業というのは、メロン栽培とかカンショですか、
サツマイモ、こういったものを推しているということで、お米作るのとはちょっと違うの
かなというふうに思いました。

では、新規の就農者の確保やJAとの連携についてはいかがでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 農政課長、染谷 久君。

○農政課長（染谷 久君） お答えさせていただきます。まず新規就農に向けてなんです
けども、こちらについては県南地域の自治体やJA、それから県と協力し、つくば地域就
農支援協議会を組織しております。就農に向けた短期農業体験等の研修や実証実験を行い
まして、新規就農者への支援充実を図っています。また、JAとの連携なんですけども、
こちらについては表立ったイベント等というのは行ってはいないんですが、先ほど言った
就農支援協議会においての情報提供や意見交換、市内農業団体に対する研修会や現地調査
の参加などで、常に連携を取っているというのが現状です。以上です。

○議長（岩澤 信君） 小堤 修君。

○12番（小堤 修君） ありがとうございます。ということは、このつくば――つく
ば地域就農支援協議会、これが一つのかぎなのかなというふうに思います。ですので、こ
れらを活用して、この起爆剤になって農業が活性化するといいと思います。以上で終わ
ります。

それでは最後ですけれども、以上、地域ごとの特色を踏まえた開発整備の政策的な推進
は、市民ニーズと行政サービスのマッチングを引き続き追求することであり、それは取手
市の明るく豊かなわくわくする未来をつくるため、まさに市長が掲げる「住み続けるほ
ど好きになる街をつくる」というキャッチフレーズにつながるものと思うのですが、この
辺はいかがでしょう。

○議長（岩澤 信君） 市長、中村 修君。

〔市長 中村 修君登壇〕

○市長（中村 修君） 今の小堤議員の御質問にお答えをしたいと思います。地域ごとの特色を踏まえて、それぞれの地域の課題解決と並行して、その魅力と可能性を最大限に引き出していくということ、一連のお考えは、私自身も常に念頭に置いて目指しているところでもございます。その上で、私がもう一点大切にしていることは、その施策の効果が将来的にいかに満遍なく市民生活全体の質の向上が図れるものなのか、それと、長い目で見た市民サービス向上における各エリアごとのバランス感覚、こういったものを大切にしたいというふうに思っています。とりで未来創造プラン2024においては、私のマニフェストを今後の取手市政において具現化すべく6つの柱を立ち上げましたけども、こちらも全ての皆さんのあらゆるライフサイクルに寄り添い、幸せが継続していく地域社会の実現ということに重きを置いて定めたものでございます。

私の目指す「住み続けるほど好きになる街をつくる」とは、市のどの地域に住んでいても、どこに出かけても、まさしく、まさに住み続けるほどに、この取手市民として、この愛郷心を共有できるようなまちづくりを目指したい、そういうものでございます。今回の御提案につきましても、各地域の特色を生かした施策を通して、市全体のあらゆる世代の皆様にとってのウェルビーイング向上につなげていくこと、この点を重視しながら、皆さんとともに考えていきたい、そのように思っています。今後もとりで未来創造プラン2024に掲げた各種施策を着実に具体化し、各地域のそれぞれの魅力を引き出した先にある、取手に暮らす皆様お一人お一人が将来へ希望を持ち、取手に住んでいてよかった、そのように感じながら心豊かに暮らせる、そのようなまちの姿を心に描いてしっかりと取り組んでまいりたい、そのように思っているところでございます。

○議長（岩澤 信君） 小堤 修君。

○12番（小堤 修君） 中村市長ありがとうございました。まさにとりで未来創造プラン2024と、それに付随する各計画を駆使して、市民皆さんがウェルビーイングを体験できるよう、取手市に——できるような取手市になるよう努めていくことが確認できました。「住み続けるほど好きになる街」と「ゆめ膨らみワクワクする取手市をめざして」が、表現の違いこそあれイコールだなというふうなことも分かりました。ありがとうございました。以上で質問全てを終わります。

○議長（岩澤 信君） 以上で、小堤 修君の質問を終わります。

13時30分まで休憩いたします。

午後 0時24分休憩

午後 1時30分開議

○議長（岩澤 信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、古谷貴子さん。

〔4番 古谷貴子君登壇〕

○4番（古谷貴子君） 皆様、こんにちは。公明党の古谷貴子でございます。通告順に従

いまして、令和7年第1回定例会の一般質問をさせていただきます。今回の質問は、日立市役所に視察に行かせていただき伺った災害への備えについてと、産後のお母さんたちを支援してサポートできる人材養成についての質問をさせていただきます。

まず、1つ目の質問です。1月15、16日で、利根川水系県南水防事務組合の視察に行かせていただきました。日立鉾山の跡地また内原の緊急指令センターでは、緊迫した状況の中での対応と緊張感を肌で感じてまいりました。中村市長にも御出席？同行？いただきました。ありがとうございました。

〔「当然でしょう」と呼ぶ者あり〕

○4番（古谷貴子君） 日立市役所にも行かせていただきました。市役所内の議会室がすばらしく、議長席からは太平洋が見え、傍聴席にはスポーツ観戦さながらの小さいながらもガラス張りの個室もあり、土足で歩いては申し訳ないようなじゅうたんが敷き詰められており、驚きとともに少しうらやましくもありました。

市役所内での研修では、日立市に降りました令和5年台風13号に伴う大雨被害の状況と市の災害対応についてでした。市役所裏手の山からは、ふだんはほとんど水のない川に山から濁流が流れ込み、市役所本庁舎でも地下駐車場の浸水とともに、電気機械室が浸水し停電したそうです。災害対策本部を消防本部に移動し、対策に当たったそうです。そのときは僅か2時間半で平年の9月1か月分の175ミリをゆうに超える268ミリの雨が降ったそうであります。日立市では、この前年に、災害が起きたときに出る多くの災害ごみ、また災害廃棄物をどのように収集し処理していけばよいか、細かく計画を立てていたそうです。どの地域のどの廃棄物をどこに集めるか、集める場所はアスファルトで車が出入りやすく、ごみを捨てやすく、またまとめやすく処理しやすいように計画を立てていたそうです。市内3か所の運動公園、また駐車場などにごみを分別し収集、大変な量の廃棄物をスムーズに回収処理ができたそうです。現在、このような大規模災害がいつ起こるか分かりません。そこで、1つ目の質問です。取手市として、災害発生時の廃棄物・廃棄ごみの処理体制はどのようになっているか、お伺いいたします。

〔4番 古谷貴子君質問席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

まちづくり振興部長、野口 昇君。

〔まちづくり振興部長 野口 昇君登壇〕

○まちづくり振興部長（野口 昇君） 古谷議員の御質問に答弁いたします。災害廃棄物の処理体制につきましては非常に重要な問題であり、被災地の復旧・復興において、迅速かつ適切な対応が求められます。災害廃棄物処理体制を整えるには、自治体で災害廃棄物処理計画を策定し、国や県と連携して体制を整えることが求められます。取手市では、平成31年3月に取手市災害廃棄物処理計画を策定し、令和2年6月1日に茨城県、市町村、一般社団法人茨城県産業資源循環協会の3者による災害廃棄物処理に係る連携及び協力に関する協定書を締結しております。具体的な対策としては、取手市災害廃棄物処理計画で、災害時にまちづくり振興部長を総括責任者、環境対策課長を責任者とした市災害廃棄物対策チームを環境対策課、財政部、建設部、都市整備部で組織いたします。発災時には、国

県及び事業者と連携し、一般廃棄物処理施設の被害状況や災害廃棄物発生状況を収集し、仮置き場設置の準備を行い、災害廃棄物の受入れに当たっては、市災害廃棄物対策チーム単独での対応が難しい場合には、近隣市町村・県等へ支援を求め、連携をして対応いたします。また、大量の災害廃棄物が発生した場合は、常総環境センターの処理施設で処理し切れないことが想定されるため、茨城県を通じて、一般社団法人茨城県産業資源循環協会等の関係団体に要請を行い、災害廃棄物処理を実施する体制を整えております。この災害廃棄物処理体制により、令和5年6月2日から3日にかけて取手市双葉地内で梅雨前線及び台風2号に係る浸水被害で、床上・床下浸水合わせて約570棟が被災した際には、約285トンの災害廃棄物を処理しております。以上になります。

[まちづくり振興部長 野口 昇君答弁席に着席]

○議長（岩澤 信君） 古谷貴子さん。

○4番（古谷貴子君） それでは災害ごみ、廃棄物などの改修計画、改修場所や分別についてはどのように計画をされておりますでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 環境対策課長、木村太一君。

○環境対策課長（木村太一君） お答えいたします。災害廃棄物の回収につきましては、先ほど部長より答弁申し上げた取手市災害廃棄物処理計画に基づいて実施いたします。具体的には、仮置き場での管理体制や必要となる資材、物品の把握、仮置き場での分別に伴う廃棄物の配置等を事前に決め、対応に備えているところです。仮置き場につきましては、取手地方広域下水道組合の敷地内に約1万1,000平方メートルの敷地を確保し協定を締結しておりますが、大規模な災害が発生した場合には膨大な災害廃棄物が発生し、1か所の仮置き場では不足することが想定されます。実際に災害が発生した場合、まずは被害状況を把握し、実情に合わせた仮置き場を市内に分散して設置いたします。その際には、東日本大震災のときに設置した——そのときには10か所設置したんですけれども、その仮置き場を中心に、運搬車両の搬入ルートに必要な道路幅員、仮置き場での分別管理が可能な面積が確保できる場所を選定いたしまして、迅速な対応ができるように努めていく所存でございます。

○議長（岩澤 信君） 古谷貴子さん。

○4番（古谷貴子君） ぜひ、ごみの回収場所を決めていただき、本当にスムーズに回収ができるようお願いいたします。また、その回収には多くの人手が必要になると思います。回収体制と人員確保についてお伺いいたします。

○議長（岩澤 信君） 環境対策課長、木村太一君。

○環境対策課長（木村太一君） 回収体制と人員確保ですけれども、こちらにつきましては災害廃棄物における業務協定書、そして災害廃棄物処理に係る連携及び協力に関する協定書に基づいて関係機関と連携しておりまして、茨城県、そして県内の市町村の自治体職員及び市職員の人員を確保しているところです。収集運搬車両の確保や運搬方法等についても、災害状況を踏まえて判断してまいります。その人員確保におきましては、例えば被災した家屋等から災害廃棄物を運び出す作業などについては、ボランティアの方の協力が不可欠であるということがありますので、社会福祉協議会との連携も図ってございます。

○議長（岩澤 信君） 古谷貴子さん。

○4番（古谷貴子君） ありがとうございます。災害の大きさといいますか、規模によっても、人員またごみの回収等は変わってくると思いますが、本当に近隣自治体と連携を取りながらボランティアとの連携もどのように取られていくか、お伺いいたします。

○議長（岩澤 信君） 環境対策課長、木村太一君。

○環境対策課長（木村太一君） 先ほど部長の答弁にもありましたように、様々な災害廃棄物回収に関する協定を結んでございます。国や県の自治体、そして今申し上げたようにボランティア団体とも連携して、今後もそうした連携体制の強化を図ってまいりたいというふうに思います。実際に令和5年の——先ほど申し上げた双葉地区の災害におきましても、ボランティア団体の方であったり、近隣の自治体の方から応援をいただいたというところでございます。

○議長（岩澤 信君） 古谷貴子さん。

○4番（古谷貴子君） ありがとうございます。今本当に災害が起きますと、とても、本当に一瞬にして激甚化いたします。どうかこのごみの処理に関しては綿密に細かく計画を立てて、よろしくお願ひいたします。以上です。

次の質問をさせていただきます。次はペットとの同伴避難についてです。昨年的一般質問でも佐野議員が取上げておられました。1月につくばみらい市で開催された、「ペットとともに災害に備えるために」という講習を受けてまいりました。内容としましては、ペットを守るために、日頃からワクチン接種やトイレトレーニング、クレートとといいますか、ハウスに入れるしつけがとても大切というお話がありました。しかし、ふだんの生活の中ではできていても、いざ災害が起きたときに飼い主もうろたえる中で、冷静にペットをクレートに入れてともに避難することは、大変なことだということも感じました。先ほどの日立の大雨災害のときの状況をお伺いしました。「ペットとともに避難所に来られた方はどれくらいいらっしゃいましたか」とお伺いしたところ、ほとんどいらっしゃらなかったそうです。ペットがかわいそう、飼い主さんが離れられない、心配などの理由があり、被災した家の中の安全な場所や車の中での避難がほとんどだったそうです。日立でも、取手と同じペットは同行避難ということで、一緒のスペースにはいられない、離れたところにいなければならないということで、飼い主さん自身も本当に不安になって一緒に避難はできなかったというようなお話でした。このような状況を見ても、安全確保を第一に、今後、ペットとの同伴避難を推進していければと思います。近隣のつくばみらい市では、旧伊奈町の運動公園に同伴避難場所を設けているそうです。取手市としまして、今後、ペットとの同伴避難についてどのように推進していくか、お伺いいたします。

○議長（岩澤 信君） 総務部長、吉田文彦君。

〔総務部長 吉田文彦君登壇〕

○総務部長（吉田文彦君） それでは、古谷議員の質問に答えさせていただきたいと思っております。ペットの多くは、御家庭において家族同然の存在でありまして、災害におきましても、ペットの安全は、飼い主にとっても優先事項の一つであると考えております。そのため、現状のペット同行避難場所の環境ですとか、ほかの避難者に鳴き声など迷惑をかける

ことを懸念して避難が遅れるということは、飼い主、またペット双方にとって大きなリスクとなると考えます。現在取手市ではペットと同室で過ごす同伴避難ではなく、避難所屋外で飼養スペースを設置する同行避難のみを可能としております。その飼養スペースについて昨年現地調査を行いまして、市の動物愛護協会の御意見も伺い、市のホームページにて、ベッドに関する平時からの準備や心構えとともに、ペットの同行避難可能な避難所の地図、並びにその飼養スペースの写真を掲載し周知を図っているところでございます。少しずつではありますが、できるところから始めさせていただいているというようなところでございます。

いつですか——27日ですかね——の新聞報道でも、東京都墨田区のほうでは、ペット専門学校との連携協定を結んで、施設の開放と物資の提供を受けるというようなことがございました。飼い主1人に対して、犬に換算しますとワンちゃん100匹のスペースを同伴で開放してくれるというような報道を私も拝見したところであります。とは言いながらも、避難所では不特定多数の方が共同で生活することが想定されているため、ペットを飼われている方にとっても、そうでない方にとっても、安心して避難できる環境を目指して、それぞれの課題について優先度を勘案しながら、他市の状況を参考に、できるところから進めさせていただければと思いますので、ここについては引き続き調査研究をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

〔総務部長 吉田文彦君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 古谷貴子さん。

○4番（古谷貴子君） ありがとうございます。私のところにも、「ぜひ取手市としてもペットとともに避難できるような場所を確保してほしい」、そういうお声をたくさんいただいております。また、お話を伺っていくと、同行避難と同伴避難の在り方がよく理解されていない場合も多いようです。今「周知」とおっしゃっていただきました。まずは、同伴避難と同行避難の違いを分かりやすく、ホームページやまた広報などで、絵とか図なんかで示していただいて、こんなふうにペットは避難していくんだということを、ペットを飼っていらっしゃる方に周知をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 総務部次長、立野啓司君。

○総務部次長（立野啓司君） お答えいたします。先ほど部長からも答弁いたしました。現在ホームページにて、ペット同行避難可能な避難所の地図、並びに飼養スペースの写真を掲載し周知を図っているところでございますが、今後、イラスト等を活用するなど、分かりやすく情報を伝えるための工夫を行い、効果的な周知につなげてまいりたいと考えてございます。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 古谷貴子さん。

○4番（古谷貴子君） 大変にありがとうございます。ぜひ推進をしていただきたいと思います。ペットとともに生活をされている方が本当に多くいらっしゃいます。我が家でも猫が2匹おりますが、人間よりいい生活をしている——エアコンの中でいい生活をしております。そういう本当にペットを——同じ場所にいられないという飼い主さんの不安がやっぱり大きくあるんだと思います。まずは人命第一を基本に、家族であるペット

の安全安心の確保をよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○議長（岩澤 信君） 古谷さん、続けてください。

○4番（古谷貴子君） 次の質問をさせていただきます。次は、お母さんたちを支える人材養成についてでございます。厚生労働省の人口動態調査によると、令和6年の我が国の出生数は、一昨年に続いて過去最少を記録し、70万人を割り込み、市としても少子化が加速しております。女性が生涯に産む子どもの数を推計する合計特殊出生率も、過去最低だった前年の1.20をさらに下回り、1.15を割り込む見込みとなっております。こうした状況を克服し、子どもたちが安心して健やかに育つ「こどもまんなか社会」を目指してこども家庭庁が発足し、こども基本法が制定されました。国を挙げてこの取組を着実に進め、さらに加速することが極めて大きな課題となっております。こうした状況に基づき、本市の子ども・子育て支援の取組について、3点にわたってお伺いしてまいります。

改正児童福祉法では、2つのことが市町村の行わなければならない業務として位置づけられました。1つは、児童及び妊産婦の福祉に関する把握・情報提供・相談、支援を要する子ども・妊産婦などへの支援のプラン作成など、もう一つは、児童及び妊産婦の福祉に関し家庭その他につき必要な支援を行うこと、家庭に直接入って支援を行うという役割で、重要なことが自治体の役割として明記されました。ここで、1つ目の質問をさせていただきます。こうして法改正を受けて、新たな子育て支援の中核となるこども家庭センターの設置に関して、取手市としましてはどのような取組をされていかれますでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

福祉部長、鈴木文江さん。

〔福祉部長 鈴木文江君登壇〕

○福祉部長（鈴木文江君） それでは、古谷議員の御質問に答弁させていただきます。先ほど古谷議員が御説明していただいた内容にもあるとおり、令和6年4月に施行されました改正児童福祉法、こちらにおきまして、市町村は全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへの一体的に相談支援を行う機能を有する機関として、こども家庭センターの設置に努めるよう示されたところです。当市といたしましては、既に設置していました子育て世帯——設置してました子育て世帯包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点となる、その両機関が定期的な連携会議を実施しまして、密な情報共有のもと一体的な支援の実施に努め、機能的で——機能的な面でこども家庭センターの役割を担ってまいりました。令和7年度からは、組織的な面でも母子保健部門と児童福祉部門を統合し、より相談支援体制を強化して、切れ目のない支援体制を整えるべく、こども家庭センターを設置するために、現在準備を進めているところです。子ども——こども家庭センターの業務としましては、1つ目として、地域の全ての妊産婦、子育て世帯に対する支援業務、2つ目として、支援が必要な妊産婦や子育て世帯、子育て家庭への支援業務、3つ目として、地域における体制づくり、このほか、児童虐待対応の中核を担う要保護児童対策地域協議会に関する業務などがございます。当市としましては、これらの業務を行っていくに当たり、地域における妊産婦や子育て家庭・子どもの状況やニーズ等の把握に努め、個々の家庭の課題やニーズについては、対象者と協働でサポートプランを作成し、サポートプランに沿った支援が適切

に対象者に提供されるよう、関係機関や各種サービスのコーディネートを実施してまいりたいと思っております。また、様々な課題やニーズを踏まえ、家庭支援事業等の関連事業の実施や、その他、地域資源の開拓につきましても併せて検討してまいりたいと思っております。以上です。

〔福祉部長 鈴木文江君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 古谷貴子さん。

○4番（古谷貴子君） 大変ありがとうございます。様々な角度から、これから妊産婦—お母さんたちに支援の手が届くと思います。その中で、少子化の加速に伴い核家族化が進み、孤立した子育て、また働く女性が増え、共働き世帯が急増しております。男性の育児休暇の取得なども進んではきているものの、まだまだ不十分と言えます。お母さんが独りで育児・家事・仕事と追い詰められている場合も少なくありません。そのような状況に、今お聞きした支援を手厚くお願いしたいと思っております。そこで一つの事例なんですけれども、先行するある自治体で、家事・育児など様々な支援ができる産後ドゥーラという事業を取り入れて、過渡的な段階ではありますが、大きな成果を上げていると聞いています。

ここで2つ目の質問をさせていただきます。今回の家庭訪問支援のガイドラインでは、家事支援、育児・養育支援、子育て等に関する不安や悩みの傾聴、子育て支援施策の情報提供などが挙げられておりますが、この子育て世帯訪問支援事業について、取手市としましてはどのような取組をされておりますでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 子育て支援課長、三浦雄司君。

○子育て支援課長（三浦雄司君） それでは、古谷議員の御質問に答弁させていただきます。子育て世帯訪問支援事業についてでございますが、令和6年4月より施行された改正児童福祉法で新設され、事業の実施については市町村の努力義務と規定されております。これは、家事や子育てについて、不安や負担を抱える子育て家庭等に対し訪問支援員を派遣し、家庭が抱える不安や悩みに寄り添い、家事や子育て支援等を実施することにより、家庭や養育環境を整え、全国でも毎年増加傾向にある児童虐待の虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことなどを目的としたものでございます。当市におきましても、増加傾向にある虐待相談や多様化するニーズに対応すべく、本事業も支援メニューの充実という点で重要であると認識しております。また本事業は、単に家事・育児等をサポートし、一時的に負担を軽減するだけではなく、支援を通して支援対象家庭が自立して生活できるように、対象者の環境等を整えていくことが最終的な目標であり、児童の最善の利益を優先しつつ、保護者等に寄り添った効果的な事業の在り方が求められます。そのため当市といたしましても、本事業の実施につきましても、効果的な事業として実施するための課題等を整理し、十分に検討してまいりたいと考えております。また、事業の実施につきましても、その担い手の確保や運用方法など事業の基盤となる部分を十分に検討し、効果的な事業実施体制を整えた上で開始する必要があると考えておりますので、拙速に事を運ぶような事態は避けたいと存じております。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 古谷貴子さん。

○4番（古谷貴子君） ありがとうございます。この増加のニーズに合わせて、ぜひ取組

をよろしく願います。次に、必要なサービスを担う人材養成の取組について、お伺いいたします。お一人お一人お母さんたちによって違う悩みや不安があります。その全てに寄り添っていくには、お母さんたちそれぞれに必要なサービスを提供できる人材養成がとても必要になると思います。そこで、必要なサービスの質と量を確保するための取組として、産後ドゥーラの推進をされてはと考えております。先日、研修がありました。その一部を御紹介させていただきたいと思っております。産後ドゥーラの理事の梁川先生がいらっしゃいまして研修が行われました。保健センターからもお二人の方に参加をしていただき、研修を共にさせていただきました。その中で、この産後ドゥーラの発足は、中野区で助産院をしていました方が、2,000人以上の赤ちゃんを取上げ、そのお母さんたちが退院していくときに、本当にこのまま真っすぐに帰していいのかってとても不安になり、産後のショートステイやデイケアの事業を始めたそうです。さらに、ママたちの様子を見るにつけ、家に帰ってからの日常にこそ、行き届いたケアが必要と考えるようになったそうです。そして、産後の母親に寄り添って支える経験豊かな女性という意味の産後ドゥーラ——ドゥーラというのはギリシャ語だそうですけれども、産後ドゥーラを構想し、平成24年にドゥーラ協会を創設したそうです。そして、全国に産後ドゥーラの養成を始めたそうです。養成は、産前産後のママの心身に寄り添い支えるために必要な知識や技法、乳幼児のお世話に関する知識や技法、調理実習、また事故防止、安全、個人情報保護、法令遵守に関することなど、座学と実習にわたり、何と認定試験を含む80時間に及びこのドゥーラの研修を行って、そして、自分で事業を開始するという、本当に大変な研修だそうです。これは国家試験ではなく民間ではありますけれども、本当に大変な研修とその試験だそうです。なかなか1回では合格しないとおっしゃってございました。この産後ドゥーラというのは、別々な事業ができるのではなくて、家事支援ヘルパーは赤ちゃん、それからベビーシッターは家事ができない。トータルに全てに寄り添えるのは、この産後ドゥーラだということをお伺いいたしました。取手市でも産後ドゥーラの資格をお取りになられて活動を始めたとおっしゃってる方が、このときもお一人参加をしてくださいました。本当に素晴らしいことだなと思っております。また本当にすごい取組だなとも感じました。ぜひこの産後ドゥーラの取組を取手市としても推進されてはと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 子育て支援課長、三浦雄司君。

○子育て支援課長（三浦雄司君） それでは、お答えさせていただきます。子育て世帯訪問支援事業の訪問支援員については、特に資格要件などはございませんが、効果的な支援の実践には、事業目的の理解や支援対象者に関する知識など、一定以上の能力が求められることから、訪問支援員の任用要件として、市町村が訪問支援員として適当と認められる研修を修了していることとされております。この研修については市町村で実施することが望ましいとされておりますが、複数市町村での合同実施、あるいは各種事業所における研修についても、市町村が適当と認められる内容の研修であれば可とされております。訪問支援員については、子どもの最善の利益を考慮し、保護者に寄り添う支援をもって対象家庭の自立や環境調整を図っていくという大変重要な役割を担っていく存在であることから、当市といたしましても、その担い手の確保については慎重に検討していく必要があると認

識しております。

また、議員から今回ご紹介いただきました産後ドゥーラにつきましては、その資格の取得過程において、子育て世帯訪問支援事業の担い手として求められる知識や技術につながる内容の講座を受講し、かつ資格試験に合格した上で認定される人材ということで、子育て世帯訪問支援事業の訪問支援員になり得るスキルを備えた貴重な人材であると理解させていただきました。今後、本事業の重要性や実施効果を十分踏まえて考えてまいりたいと思います。

○議長（岩澤 信君） 古谷貴子さん。

○4番（古谷貴子君） 大変にありがとうございます。とても重要な事業だと考えます。本当に不安になっている産後、不安になっているお母さんたちをどうか支える事業を取り組んでまいりたいと——取り組んでいただきたいと思います。この資料にもありましたけれども、子どもを1人産むということは、何と全治2か月ぐらいの交通事故に遭ったぐらいの衝撃の体になっているということで、本当に精神的にも不安な部分が多い。特に精神的に落ち込んでしまったり、自分を責めてしまったり、そういう方も多くいるって、その中でこのドゥーラは、本当に全ての面からお母さんたちの意見を聴き、傾聴し、そして、寄り添いながらともに子育てをやっていくという、そういう事業だそうです。どうか取手市としましても、この事業をさらに深めていただけたらありがたいです。またこの産後ドゥーラのモットーとしまして、「母親もすくすく育つ世の中に」という言葉があります。取手市で安心して子どもを産み育てられたと誇りを持っていただけるような、子どもまんなか社会の推進をよろしくお願いいたします。今日はありがとうございました。以上です。

○議長（岩澤 信君） 以上で、古谷貴子さんの質問を終わります。

続いて、遠山智恵子さん。

[23番 遠山智恵子君登壇]

○23番（遠山智恵子君） 日本共産党、遠山智恵子です。何度も繰り返し取り上げている課題でもありますので、さっさとやりたいと思います。まず初めに、介護保険についてです。最近ですね、市民から声が寄せられております。「最近、介護認定を受けたんだけど、各事業所一覧表を渡されて、自分で探して」と言われたとか、「ケアマネジャーが不足しているので、誰か知り合いがいれば直接頼んだほうが早いよ」と言われたとか、こうした声が複数届いたところなんです。結局、認定されたけどサービスが受けられないということになります。まさに、保険あって介護なし、と言われても仕方ないと思います。また、御存じのように、こうした毎年、「ともにはぐくむ介護保険」というパンフレットあります。執行部にあります。——窓口においてありますけれども。ここにもあります地域包括支援センターが、介護・医療・保健・福祉などの側面から高齢者を支える総合相談窓口であり、専門知識を持った職員が高齢者や住み慣れた地域で生活できるように、介護サービスや介護予防サービス・保健福祉サービス・日常生活支援などの相談に応じており、介護保険の申請窓口も担っている。いわば、介護保険事業の要と言っても過言ではないと私自身、これまでも評価してまいりました。それらを含めて、現状をどのように把握している

のかを、まず伺います。

[23番 遠山智恵子君質問席に着席]

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

福祉部長、鈴木文江さん。

[福祉部長 鈴木文江君登壇]

○福祉部長（鈴木文江君） それでは、遠山議員の御質問に答弁させていただきたいと思っております。まず現状ということで、市の介護保険事業の状況について、答弁させていただきたいと思っております。令和7年1月末現在の第1号被保険者数、3万6,581人となっております。そのうち、要介護・要支援の認定取得者、こちらは5,923人で、被保険者全体に占める認定取得者の割合は16.19%となっております。中長期的な視点から見ますと、令和6年1月末からの1年間で、1号被保険者数は168人減少した一方、そのうち要介護認定取得者は275人増加しております。高齢者全体の人数が減少する中、後期高齢者の人数が増えていき、それにより要介護認定取得者が増えている状況になっております。

また先ほど議員のほうで御説明いただきました地域包括支援センター、こちらは現在市内に5か所設置しております。各地域の高齢者への訪問、また相談などから、必要に応じて要介護認定の新規申請の案内、申請の代行を行っていただいております。引き続き、認定を取得された高齢者本人やその家族に対し、認定取得後の手続について分かりやすく案内していただくとともに、申請を代行できる地域包括支援センターの職員などには、対象となる高齢者の個別の状況に合わせて丁寧な支援、対応をするよう指示しまして、スムーズなサービスの利用で個々の生活が向上するよう、引き続き努めてまいりたいと思っております。

また冒頭で、遠山議員おっしゃってくださっていたように、なかなかケアプラン作成をしてくれる事業者が大変という声が聞いて——届いているというお話なんです、その居宅介護支援事業の人員基準についてですが、利用者44名、または端数を増すごとに1名の常勤のケアマネジャーを配置することと、1人当たりのケアマネジャーが担当できる利用者の数が定められております。現在、要介護認定取得者数が増える状況にあり、居宅介護支援専門員の増加がそれに追いついていかず、全国的にケアマネジャーの不足が危惧されております。この状況から、事業所によっては、新規利用者の受付を一時的にストップするというような例があることは、市としても把握している状況にあります。以上です。

[福祉部長 鈴木文江君答弁席に着席]

○議長（岩澤 信君） 遠山智恵子さん。

○23番（遠山智恵子君） 今の部長答弁の中で、ケアマネジャーが不足しているということなんですが、取手市の事業所等の——合算というか、そもそも市内のケアマネジャーは何人いるんでしょうか。まずそこを伺います。

○議長（岩澤 信君） 高齢福祉課長、秋山和也君。

○高齢福祉課長（秋山和也君） それでは、市内の居宅介護支援事業所、ケアマネ事業所の状況について答弁いたします。まず、市内で指定を受けております居宅介護支援事業者の数の推移ですが、令和7年2月1日現在、市内には33の事業所が指定を受けておりま

す。年間を通じて事業所として新規の指定がある一方で廃止となる事業所もあり、令和2年4月1日現在、27事業所、5年前——約5年前に27事業所だったのが、4年後の令和6年4月1日には33事業所、今年度中も増減があった結果、現在は33事業所となっております。以上です。

○23番（遠山智恵子君） ケアマネ。

○高齢福祉課長（秋山和也君） 大変失礼しました。では、ケアマネジャーの人数についてお答えいたします。各事業所に配置されるケアマネジャーの人数についても、私ども高齢福祉課のほうで各事業所に確認を年に1回しております。令和2年4月の27事業所には88人のケアマネジャーが配置されていまして。4年後の令和6年4月には、33事業所に91人と、人数についても3人と僅かながら増えておりました。以上です。

○議長（岩澤 信君） 遠山智恵子さん。

○23番（遠山智恵子君） なるほど。それでもケアマネが足らなくて、近隣市町村から「取手の人から来てるよ」って私も声をかけられたということで、ちょっと数年前からここで、ケアマネ足りないというけどということで取り上げてきたわけなんですけど、91人いてもやっぱり足りないわけだ。そういう取手市、超高齢化、いずれ私も我が身というところで、本当に健康で頑張っていかなきゃいけないなあと思っているところなんですけれども。

あと、本年4月から訪問介護基本報酬の引下げが——私からすれば強行されたわけなんですけれども、全国では事業所の休止・廃止が問題となっております。当市の状況はいかがでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 高齢福祉課長、秋山和也君。

○高齢福祉課長（秋山和也君） お答えいたします。介護保険制度においては、3年に一度大きな見直しがございます。令和6年4月に行われました基本報酬の見直しによりまして、全国的に訪問介護の基本報酬が減となったところでございます。今の議員の御質問でございますが、市内の訪問介護事業者の近況ということで、市内におきましては今年度、令和6年4月以降、新規に指定を受けた事業所が1か所、廃止届出をした事業所が1か所で、現在24の事業所が指定を受けております。この数字について他市と比較してみますと、他市の人口または高齢者数から比較しても、ある程度の事業所が市内に確保されてるんじゃないかというように担当課としては見ております。

○議長（岩澤 信君） 遠山智恵子さん。

○23番（遠山智恵子君） 私も江尻加那、共産党の県会から——県議からいつも資料を頂くわけなんですけども、その一覧表の中でも、取手は人口に併せてというふうなことになるのかなと思うんですけど、つくば市とかにならって多いほうだなというところは確認をさせていただいてるところです。そうはいつでも、それぞれの事業所も何とか頑張ってくれてるけれども、内情はなかなか苦労しているということもあるのかなというふうに私は認識しているところです。

それと以前から、先ほど来から挙げてますケアマネ不足というか、この現状では足りないわけですね。91人ケアマネジャーいるというのと、結構いるんだなあと、ちょっと数

字的には私も思うんですけど、でも実際には、近隣市町村から、ましてや包括のほうから、「これだけ待ってるよ」とか、それから「知り合いがいるんだったらば、直接ケアマネジャーやってるんだったらその人に頼んだほうが早いかも」って声をかけられるとか、それが現実あるわけですよ。ケアマネ不足について、このように繰り返し取り上げてきているわけなんですけども、現状は実際には変わってないという認識でよろしいでしょうか。ちょっとその確認、担当課はどんなふうに捉えてるのかというところで伺います。

○議長（岩澤 信君） 高齢福祉課長、秋山和也君。

○高齢福祉課長（秋山和也君） お答えいたします。先ほどの介護——居宅介護支援事業所の数、それからあと支援専門員の数をお答えさせていただきました。そこで、微僅かながら増えているけどもということで議員からもあったところがございます。実際のところ、後期高齢者が増える中でケアマネジャー——支えるケアマネジャーの増加よりも、支援の対象者となる方が増えているという現状がございます。その上で、先ほど介護認定を受けてから居宅介護支援事業所の契約という話がありました。ここは契約になりますので、利用者——被保険者がどこの事業所を選ぶのかは、制度的に自由になってるところもでございますので、認定の通知のほうには、市内の事業所一覧ですとかそういったものをおつけしまして、また先ほど申し上げましたとおり、地域包括支援センターでも、自由意思とはいえ、自宅のお近くはここですよとか、そういったような御案内ができるように対応していきたいと思っております。また、居宅介護支援事業所の状況については、先ほど申し上げましたとおり、年に1度、こちらでも把握しておりますし、許認可の権限も市が持っておりますので、その辺はしっかりと把握していきたいと考えております。

○議長（岩澤 信君） 遠山智恵子さん。

○23番（遠山智恵子君） 分かりました。続いて、そうは言っても、実態とはかみ合っていないというのがケアマネ不足というところで、私は課題意識を持っています。そういう意味で、これまでも解決策を提案してきたわけです。1つに、ケアマネ資格更新の際、費用に対し助成制度といいますか——助成してはどうかということで、もう数年来、前から提案して、委員会のたびに確認してきたわけなんですけれども、その点。あと、昨日何人か、包括ですとか、あとケアマネさんのところにちょっと電話で「今どう」ってことで聞けたんですけれども、そうしましたらそこで「ああそうだそうだ」ということで。柏市でケアマネに対して処遇改善——去年、一昨年でしたか、処遇改善費ということで介護支援員に補助が出たんですけど、なぜかケアマネジャーには、専門員のほうにはつかなかったという。ちょっと本当にいまだに疑問なんですけど。そういうことからか、で、ケアマネも全国で足りないというのはもう周知のとおりです。そういう意味で、柏市で上乘せというか処遇改善のために、年間にしたら1人当たり10万円つくことになる。またちょっと時間が少なければということで2段階で設定しているというのは、昨日聞いたんで、今日、朝、柏市のほうに電話で確認させていただいたりしました。またもう1件、新潟県の村上市、実は新聞赤旗にでかでかと出まして、1月に。国が制度改正するまで待てないという、事業所が減っている現状からすれば、もう待てないんだということで、市長が奮起しまして、基金を活用した上でのようなんですけれども、単独で処遇改善としての助成を

行っているという、そういう現状が——全国の中ではまだまだ数少ないかもしれないけれども、やっぱり現状を見れば何らかの支援をしている、手だてを取っているということなんです。最後になりますけれども、その点について、誰かの質問、答弁でありましたように、市長、前向きな答弁、いただければと思いますがいかがでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 高齢福祉課長、秋山和也君。

○高齢福祉課長（秋山和也君） お答えいたします。議員より何点かございました。1点目が、まずケアマネジャーの資格の更新の費用、これを助成している自治体があるということでございます。以前からも御指摘をいただいているところでして、我々もその状況を確認しているところでございます。——継続的に確認しているところでございます。都内の特別区ではこういった取組をやっているところが数ありまして、また茨城県内の自治体でも1自治体あるということで、確認をしております。

また、2点目のケアマネジャーの処遇改善について、千葉県柏市が取組をされているということで、今ご紹介をいただきました。柏市では、月に一定以上の勤務をするケアマネジャーに対して——柏市内でお勤めされているケアマネジャーに対して、1人当たり月額9,000円、おおよそ年額にしますと10万8,000円になる助成をすると——これは事業所のほうが処遇を改善して、その上積み分を市のほうが助成として交付するというような仕組みになっているようです。かなり、柏市のほうでも一般会計でこれを行っているようでして、助成金の額も数千万円単位ということになっております。この事業規模、それから財源の確保等も鑑みながら、かなりこれは踏み込んだ取組だと思いますので、今後我々のほうでも状況を見ながら、またケアマネジャーに対しては、この取組がケアマネジャーの定着化につながるかどうか、そこの見極めをしっかりとしながら制度の検討をしてみたいと考えております。

また3点目に、新潟県村上市で、先ほどの基本報酬が下がった訪問介護への対応として、訪問介護に特化して市のほうが支援をしているという取組の御案内がございました。先ほど申し上げたとおり、訪問介護に関しましては、新潟県村上市のように市の市域が大きいところ、それから取手市のように比較的コンパクトなところ、訪問介護のやり方についても、中山間地域へのサービスの提供ですとか、集合住宅へのサービスの提供、こういったもの様々な形態がございます。国のほうでも社会保障審議会のほうで、今年度もその辺の様々な業態・業種の形について検討を重ねていると聞いておりますので、引き続き注視してみたいと思っております。

○議長（岩澤 信君） 遠山智恵子さん。

○23番（遠山智恵子君） 繰り返し提案というかね、確認をし合ってきた。秋山課長とやり取りをしてきたこれまでの経緯が、ここ3年ぐらいやってた——おなじみのとなったんですけど。いよいよここまで来ては、ちょうど過渡期というか、何らかのあれを、手だてを打つべきではないかなあと。あとは、担当課はもう頑張ってくれてるんで、あとは市長だなあと。よしっていう心強い返事があればやれるのになあって、はい、職員を応援したいと思います。で、ここではよしとして……

〔笑う者あり〕

○23 番（遠山智恵子君） （続） そこまでいいですよ、市長。市長、登壇しなくても結構ですよ。気持ちはあるんだというのは、私は認識——そういう理解でいますからね。で、頑張ろうねということを書いて、次に移ります。

国保です。国民健康保険についても、随分、もう本当に頑張って頑張って言い続けている私たちなんですけれども、改めて国民健康保険特別会計の在り方について伺います。単年度収支主義とか決算のたびに、また何かあればそのたびに検証・総括などは行ってくるのかな、その辺を含めた総括と伺いますか、在り方について伺います。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

健康増進部長、彦坂 哲君。

〔健康増進部長 彦坂 哲君登壇〕

○健康増進部長（彦坂 哲君） ただいまの遠山議員の御質問に答弁いたします。国民健康保険特別会計の在り方についてという御質問なんですけれども、本市の国民健康保険特別会計における、まず基本方針ですが、持続可能で健全な国保財政の運営を実現するということになります。そのためには、国保特別会計の収入と支出のバランス、これを維持しなければなりませんので、歳入におきましては適切な保険税の設定、また国県からの交付金や補助金の確保、一方、歳出におきましては、医療費の増加や人口構造の変化を見据えながら医療給付費の適正化、こういったことに努めております。予算編成におきましては、国保財政の健全化、保険給付の適正化、被保険者の負担軽減、収納率の向上、健康増進の向上、こういったことを重点にし、持続可能な収支バランスを保つよう、過去の実績や将来の見通しを踏まえ、毎年度検証のほうを行っております。また収支の均衡を図るためには、必要に応じて保険税率の見直しや経費削減策、こういったものを講じながら、医療費の増減、被保険者の動向などを精査し、単年度決算においても適正な運営を確保しているというふうに考えております。さらには、突発的な支出増加などに備えて、国保の基金、こちらを適切に活用することで安定的な運営を維持していると考えております。以上です。

〔健康増進部長 彦坂 哲君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 遠山智恵子さん。

○23 番（遠山智恵子君） 健全というのか、私たちからすれば、ちょっと基金ため過ぎて何やってんのか、私なんかは思ってるんですけどね。議会としてもそういうところあったんですよ。だから、議会——委員会も一つになって提案して、それをもうみんなで繰り返し話し合っ、子どもたち 18 歳以下の減免——100%減免にこぎ着けたとかね。県の統一化もありますけれども、でもそういった意味では、改善は一步一步してきているという私も認識はしております。さらにもう一步、さらに健全な会計の在り方にすべきじゃないかなと思って、再々度、今回一般質問で取り上げたところです。

2 点目の保険税額の在り方については、どのように受け止めているんでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 国保年金課長。——よろしいですか。

国保年金課長、関口勝己君。

○国保年金課長（関口勝己君） 大変失礼いたしました。国保税の在り方ということで、

基本的に国保税の在り方は、特別会計という制度や相互扶助という考えのほか、国民皆保険制度の中で、市民の皆様が高度な医療を受けられて安心して生活することができることはもちろんですが、持続可能な制度として維持するなど、様々なことを考慮して適正な保険料が、額が決められるものと考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 遠山智恵子さん。

○23 番（遠山智恵子君） そりゃそうですよね。分かります。事務方の答弁、そのとおりです。だって、そもそも国保事業は7割、下手すると8割の方が7割・5割・2割減免を受けている。そういう階層の加入者状況というわけですから、本当に命と暮らしというよりも、命を預かるこの国保税という——国保会計というか国保税ですよね、私たち市民からすれば。私もその1人です。ある方の知り合いでがん患った方が、「いや、遠山さん、いろいろ国保の問題取上げてくれてるけれど、やっぱり自分がこういう病気になって、国保がありがたいと思ったよ」という、そういう話も聞いています。ただ、私たち議員としては——議会人としては、会計の在り方で一人一人のこれだけ大事な、大切な医療保険ということなので、どうあるべきかということで、再三取り上げているわけです。例えば、担当課のほうにお示ししましたけれども、人口15万人ということで取手よりも若干多いわけなんですけれども、栃木県栃木市の例を示したりとかしてきました。そういう意味では、税率を上げたときには、2年後にはしっかり1年——単年度主義で会計を進めていて、検証して、税——国保税額も国保料も見直してきているということで、そういったことまで会議録を含めてしっかりホームページで公開しているというところで、私もああすごいなと感心したということで、担当課にはそういう情報もお伝えしてるわけなんですけど、引き続き参考にしながら進めていただきたいと思います。

続いて、3点目の国保財政調整基金の在り方について、いかがか伺います。ちなみに、時間も早く終わったほうがいいでしょうから、簡潔にやろうと思うんですよ。

〔「そうです。早く終わったほうが」と呼ぶ者あり〕

○23 番（遠山智恵子君） 部長、うんって。で、令和2年のときに福祉厚生常任委員会で担当課による勉強会を行ってきました。昨年9月決算の後も、もちろん今の関口課長、そして部長を筆頭に勉強会していただきました。そういうところで、で、令和2年のときに出された資料で、他市の基金額資料ですとか基金についての検討課題として、実は2点挙げられておりました。まず1点目が積立額が目安、どれだけまず基金があれば安心していられるかなという、保有額といいますか——基金の保有額ですよね。それから2点目に、基金を有効活用するための用途の範囲ということで、この2点挙げられて、それで私たち当時、委員のメンバーで議論を重ねてきたわけなんです。それらを踏まえて、この基金の在り方について再度伺います。どのようにお考えでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 健康増進部長、彦坂 哲君。

○健康増進部長（彦坂 哲君） ただいまの御質問にお答えいたします。国保財政調整基金ですが、条例により、設置の目的を「国民健康保険事業費納付金の納付の円滑化及び保健事業の充実強化を図り、財政の健全な運営に資するため、国民健康保険財政調整基金「以下「基金」を設置する」というふうにされております。基金はこれまでも、その目的

のために様々な形で活用されておりますが、基金残高が大きくなって以降、議会の皆様とも御意見のほうを交換させていただきながら、今後の在り方も含めて検討を続けております。引き続き、今後の国保財政の推移、また、基金の残高など、さらには制度の変化、こういったものを見据えながら、基金の活用に関しましては、しっかりと検討を重ねて意見交換のほうも重ねてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 遠山智恵子さん。

○23 番（遠山智恵子君） 久保田委員長。そういうわけだから、よろしくね。委員会で提起していきますので、一緒にみんなで——別に共産党だけがやってるわけじゃないからねこれ——本当に。委員長よろしくお願いします。杉山副委員長。一緒に保育士の処遇改善までにこぎ着けたんだから、あとは国保です、次は。で、国保運営協議会でこうした予算・決算についての議論というか、論議についてあればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（岩澤 信君） 国保年金課長、関口勝己君。

○国保年金課長（関口勝己君） それでは、お答えさせていただきます。取手市国民健康保険運営協議会は、国民健康法第 11 条に基づき、取手市国民健康保険事業を運営するため、重要な事項を審議するために設置されているものでございます。今ご質問いただいた、どのような議論がなされているかというところで、これまで協議会では、主に制度改正に伴う条例改正について御審議をいただくほか、国保年金課で取り組んでいる様々な事業について、毎年度の予算や決算などに関して事務局からの報告をさせていただき、その上で御意見をいただいております。会議においては、委員それぞれの立場から専門的な御意見や率直なお考えなど活発な議論をしていただいております。基金に関してということなので、令和 4 年第 2 回の協議会において事務局からの報告として、残金、そこに至る経緯、今後の見通しなどについて御説明のほうをさせていただいております。今後、条例改正についてはもちろんのこと、その中で保険税率に関することや基金の処分に関する、さらには基金の用途などについて変更が生じる場合には、当然に協議会に諮問し審議されますので、引き続き協議会には法令に基づく役割を果たしていただくこととなります。以上です。

○議長（岩澤 信君） 遠山智恵子さん。

○23 番（遠山智恵子君） 先ほど栃木市の事例を出しましたが、一度、会議録を見てみるといいのかなあというふうに思いました。

次、5 点目なんですけど、予算編成から国保基金の見通しを示していただきたいと思えます。

○議長（岩澤 信君） 国保年金課長、関口勝己君。

○国保年金課長（関口勝己君） お答えさせていただきます。令和 7 年度の予算編成を見据えて基金の残高というところの御質問だと思います。令和 6 年の 9 月補正後の残金については、福祉厚生常任委員会のほうでもお伝えはしているんですが、基金残高は 42 億 1,754 万 6,278 円と御報告させていただきました。こちらを基準としてお答えさせていただきますと、令和 7 年度当初予算において、県から激変緩和措置と交付される 1 億 6,069 万 6,000 円と、基金積立金の利息分、644 万 3,000 円、合わせて 1 億 6,713 万 9,000 円を

当初予算として国保基金に積立ての計上をしております。また、独自減免などで不足する保険税等への充当分として、6億1002万3——1,702万、失礼しました。6億1,702万3,000円を国保基金から繰り出しますので、9月補正後の約42億1,700万円を基準にすると、予算編成後の国保基金については、約37億6,700万円の見通しになる予定です。ただし、現時点では、国県からの交付金額や保険税の収入額が未確定な上、医療給付費についても確定していませんので、令和6年度の決算状況の剰余金の状況によっては、変動する可能性が十分にあるということをお伝えさせていただきます。以上です。

○議長（岩澤 信君） 遠山智恵子さん。

○23番（遠山智恵子君） これから審査していくわけなんですけれども、一般質問で大きい絡んでるということと——関係してるということを確認をさせていただきました。

続いて、これまで——その前に6点目ですね。基金の還元、それでもまだ余剰金が出るだろうという見込みも立ててますよね。たしか予算書見ましたけれども。基金の還元で保険税額の引下げを求めたいわけなんですけど、所見を伺います。

〔「何回も質問しているよ、それ」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 健康増進部長、彦坂 哲君。

○健康増進部長（彦坂 哲君） 基金の活用方法の一つとして、保険税率——保険税の引下げという御質問かと思えます。こちら、これまでも答弁しておりますが、取手市の国保税率——税額は、国民健康保険という制度に関する様々な状況を慎重に勘案した上で、現在の税率として定めております。令和4年度には、取手市においても、今までの3方式から2方式に県内全ての市町村において方式が改められた際には、実質的な税率は平成20年度以降大きな変更をすることなく、県内でも低い水準を維持した税率の設定をしております。基金の還元で税額を下げることに関しましては、これまで長期にわたり加入者の皆様に納めていただいた保険税、さらにはそれぞれの時期に入っておりました国や県からの交付金、こういったものが基金のベースとなっております。それらを、限られた時期の限られた加入者の方々に還元するということは、なかなか——決断するということか、そこにすぐに至るということにはならないのかなというふうに考えておりますので、基金設置の目的であります、事業費納付金の納付の円滑化及び保健事業の充実・強化を図り財政の健全な運営に資するという、この目的を果たすために引き続き適正な保険税率の維持、そしてワンコイン検診などの実施、こういった市独自のサービスを実施しながら、基金残高の推移をきちんと検証しながら、さらなる基金の用途につきましては広く検討を続けてまいりたい、このように考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 遠山智恵子さん。

○23番（遠山智恵子君） 10月に行った勉強会でも、担当課としては、国保事業を考えたときに、保有額というか、「せめて12億は残しておきたいんです」って言ったじゃないですか。今、予算でも——百歩譲って、37億6,700万になりそうだと。それだって12億にしたら27万——27万も残るんだよ。

〔「27億だよ」と呼ぶ者あり〕

○23番（遠山智恵子君） 27億、ありがとうございます。同僚議員の皆さん、ありがと

う。ね、それだけ余るんだよ。そういう意味では、国からの通達もありましたよね。来てるんですよ、いろいろ調べて見てたら。その栃木市もそうですけど、あと野洲市とか、あとどことか、いろんなところが国の方針に沿ってきちっと精査してんですよ。だから、40億だ30億だなんて、10——10万人足らずのところ——町で基金をこんなに持っているというのはね、そうないはず。うん、きちっとやってる、ほかは。だから、私は今回一般質問で、そもそも会計の在り方と、原則どのように受け止めているのかということで、私はこれ、ほかの同僚議員の皆さんと共有しなくちゃ議会として提案できないなというふうに思ったんで、改めて原則論で今やってきたんですよ。答弁はいつもと変わらないのかなあって感じ、今受け止めているんですけど、そこは職員の立場というところで、私も重々理解しようと思っています。せめて国からの通達となれば——過去3か年における保険給付費の平均年額の5%に相当する額があればとか、それを基にすれば、取手市は3億5,000万、年間。せめてもうちょっと——百歩譲ったって、私10億だっていい。いいんならいいよって譲りたいですよ。それだって、国の指針からすればそれだけの額なんですよ。それだけ持っていれば何とかやれるよというところを示されてるんですよ。その点、基金の在り方、これまでと同じ答弁、繰り返しますか、ここまで言って……

〔「繰り返します」と呼ぶ者あり〕

○23番（遠山智恵子君） （続）部長。

○議長（岩澤 信君） 健康増進部長、彦坂 哲君。

○健康増進部長（彦坂 哲君） ただいま、基金の在り方、残額等について——適正規模ですね、こういったことについて、国からの通知に関しての御案内がありました。議員おっしゃるように、平成11年3月1日付の国からの通知によれば、国民健康保険の財政の基盤を安定・強化する観点から、基金の保有額については、過去3か年における保険給付費の平均年額の5%以上に相当する額を積み立てることというふうな通知が出ております。その後、令和3年12月24日付で発出されました国からの通知におきましては、積立て市町村で独自の基金を保有する場合、その積立額は、決算剰余金が生じた場合において、地方財政法第7条の規定による地方債の償還財源に充当すべきものを控除した額の範囲内において、保険者の規模等に応じて、安定的かつ十分な基金を積立てられたいというような通知が令和3年に出ております。このような通知に基づきながら、基金の適正な規模、またその用途については、引き続き広く県と協議のほうをしていきたいと考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 遠山智恵子さん。

○23番（遠山智恵子君） 令和3——3年ですよ。今、部長言われたのはね。それを考えて、それを受け止めて、前回10月行った勉強会で、医療費を考えれば、2か月分、何事あったときに市として確保しておきたいのが12億円あればと思ってますと。そこまで計算——計算というか、そこまで想定してやってくれてるじゃないですか。でも、これから県の保険料の統一化とかいろいろ、県がどんな動きするかというのはまだまだ定かじゃないというので、職員の皆さん不安になるんだろうと思いますよ。でも、これまで10年間できない——ずっとこの問題取り上げてきたんです、私たち共産党は。でも、これ

だけ残ってはいということで、議会が一つになってせめてということで、18歳以下、子どもたちの減免、100%減免が実現したわけですよ。平等割もなくした。でもこの平等割は、基金が10億足らず——数億円しかなくても頑張っ、一財投入しながらほかの市町村はやってるんですからね。平等割なくしてるんですよ。そのぐらいの気構えでやってくださいよ。こっちはそこまで心配ないんだよ、全然。それなのに、いまだに同じような答弁を繰り返してちゃ、ちょっと情けなくなる。せめて——ん、ちょっと——少し頑張っていたきたいなあというように思います。またこれから委員会もありますから、委員会でみんな話合っ、いけたらなと思うんですよ。山野井さん。話し合っ、いけたらなと本当思うんですよ。そうだよ、みんな、ね。いつも傍聴来てる岡口さんや長塚さんもいるけど、本当に——もうこういうところまで来てるというんですよ。だから、百歩譲って12億ということであれば安心なんだったら、その残りの基金を何とか——今やろうよと。で、何か一部の人だけというようにすることで、さっき部長答弁の中にあっ、えっと思ったんだけど、やっぱり保険税額はちゃんと7割・5割・2割減免っ、ちゃんとやってるじゃないですか。で、収入がある人はある人なりの保険税額を納めてくれる。で、そこで、平等だっ、と言われるのが私は均等割だと思うんですよ。だっ、たら1回、1年だけでも均等割——基金がちょっと、やっぱりためてきたので、今年1年は均等割を補助しますということで、期限——基金で活用しますということで、それこそ大々的に中村市長の名前で宣伝したらいいじゃないですか。5億数千万あればできるんですよ。そしたら、本当だっ、たら2年やっ、たら10億ですよ。20億、多っ、って言っ、てるのにね。

で、忘れてならないのが、最後の、これまで積み上げてきた国保基金の一部を一般会計に繰り出し、一旦は高齢者基金に繰り入れて、後期高齢者支援策を考え、活用を求めたいと思うんです。何に使うかという、その辺の施策は中村市長に任せてもいいんじゃないかなって私なんか思っ、てますよ。百歩どころじゃないよ、こんなに譲っ、てるの。はい、どうですか。

○議長（岩澤 信君） 健康増進部長、彦坂 哲君。

○健康増進部長（彦坂 哲君） 答弁させていただきます。さきの議会でも御質問いただき私お答えしておりますが、基金の一部を一般会計に繰り出すということは、法的・技術的には可能ですというふうにお答えしておりますが、しかしその際にも答弁しておりますが、法的に可能であっても、それを実際に行うことにつきましては、基金設置の目的、本来の用途などを考えると、幅広い議論と説明が求められることから、実際にすぐに行うということは大変難しいというふうに考えているということもお伝えしております。今回も改めてそこをお伝えいたします。その上で、基金の一部を一般会計に繰り出し後期高齢者支援に使うということにつきましては、これまで何ら議論がされておられません。また、こちらでも検証を行っ、ておられません。ですので、現状においてそのような形で基金を活用するということは、現状においては考えておられません。以上です。

○議長（岩澤 信君） 遠山智恵子さん。

○23番（遠山智恵子君） あとは常任委員会のほうにかかっ、てくるなあと思っ、てはいるんですけども。そこは、中村市長のやっ、ぱり手腕を発揮していただきたい。違法だっ、

ら、こんな提案しませんよ。法律上問題ないというのであれば、思い切ってやってはどうかというふうに思います。もうほかの市町村はいろいろなあの手この手と——先ほど来からの介護保険もそうですけど、いろいろな手だてをやっぱり打ち出してきてます。国保もそうだと思います。そういう意味では、さらに検討を重ねていきましょう。執行部も議会も一つになって考えていきたいな——いけたらいいなと思います。以上で、国保を終わります。

続いて最後、取手市まちづくりについて質問いたします。埋蔵文化センター設置に至るこれまでの経緯と運営状況について、まず伺います。どういう経緯で埋蔵文化センター立ち上がったんでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

教育部長、井橋貞夫君。

〔教育部長 井橋貞夫君登壇〕

○教育部長（井橋貞夫君） それでは、遠山議員の御質問に答弁させていただきます。取手市におけます埋蔵文化財センターの設置なんですが、地域の歴史や文化を次世代に継承し、地域資源を有効活用するための重要な取組としてこれまで進められてきました。また、取手市は宅地化が進み、開発工事に伴う埋蔵文化財の発掘調査も進められてきたことから、その貴重な文化財の調査研究や管理施設として平成11年に開館したものです。運営状況といたしまして、大きく3つのことが言えると思います。まずは、亡失のおそれのある希少な郷土資料を継続的に調査研究し、次世代へ継承していく機関としての役割。2つ目としまして、それらで得られた貴重な郷土史成果を市民の皆さんや来館された方が学べる場としての機能。そして、取手市では文化財係を埋蔵文化財センターに置くことにより、地域の文化財の保護や継承の大切さをより一体的に推進・発信していくことが可能となっている、以上のことが言えると思います。

〔教育部長 井橋貞夫君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 遠山智恵子さん。

○23番（遠山智恵子君） つい先日、「近世を掘る—地下からわかる取手宿—」という、タイミングよくいい冊子がまた届いたと思って見ている——見ていたところなんです。本当に、いやあ、学芸員という有資格者の皆さん、すごいなあと思って。また、職員だけじゃなく、地域にもそういった協力してくれる方たちがいらっしゃるんだろうなあと思いながら、この冊子を見ながらまた思ったところです。それから、ちょっとずれますけど、本陣も、この辺ではだてにない本陣だよというのは、歴史に——歴史が大好きで興味関心のある本田議員がお墨つきをしておりますんで、いずれそういった話もこの議場でみんなで共有するという、そういう機会があればいいんじゃないかなというふうに思います。その通称埋文センターは、取手の歴史のむしろ宝庫と言えるんじゃないかなあというふうに、私は受け止めています。以前、保管場所が足りないということを知って要請してきた経緯もありますが、この公共施設、今後どのように考えているのか伺いたいと思います。

○議長（岩澤 信君） 生涯学習課長、塚本豊康君。

○生涯学習課長（塚本豊康君） 遠山議員の御質問にご答弁申し上げます。埋蔵文化財セ

ンターは、郷土史の調査と継承と、あと活用を進めることができる市内で唯一の施設になります。このことは市内でも浸透しておりまして、平成23年に公表された公共施設のマネジメント白書では、「現状維持が求められる施設」と位置づけられまして、平成28年に制定された取手市公共施設等総合管理計画の中でも、「唯一の施設、機能を維持していく必要がある」と明記されてございます。これは、これを基に今年度作成・公表をしました個別施設管理計画のほうでも、埋蔵文化財センターについては、予防保全型の施設として適正な管理や修繕を行っていく形となってございます。とはいえ、先ほどおっしゃっていただいたように、郷土資料は次世代に継承していくべきものでございますので、基本的には処分することがないため、物自体は減ることはなく年々増えていくのが実情でございます。当課におきましても、やはり収蔵スペースの永続的な確保というのが課題になっておりまして、現在、埋蔵文化財センターの収蔵庫だけではなく、藤代地区の藤代中学校裏にある元食とくらしの資料保存館、こちらですとか、あと元戸頭西小学校の一部に収蔵場所を確保いたしまして、そちらの対応をしているところでございます。また今後も関係各課と連絡を取りながら、適切な保存場所の確保にも努めてまいりたいと考えてございます。

○議長（岩澤 信君） 遠山智恵子さん。

○23番（遠山智恵子君） そうですよ。もうすぐ小中学校の卒業式があるんですけど、いつも——私は学区が藤代中学校なもんで毎回行くと、元給食センターの——給食室ですか、保存館ということで、子どもたちが結構視察というか勉強で行ってたんですよ。そういうのもあったんだけど、今は何か本当すたれちゃったなあとと思ってたら、埋文のほうであそこに結構保存・収納——収納というのか保存させてもらってるんですよということを聞いたものですから、じゃあもう少し何とかちょっと看板でもかけて、ここに置いてありますよとすれば、また興味関心のある人は市民で結構いますからね。セミナーとか講座開くと100人から毎回集まっていますもんね。塚本課長よく御存じだと思うんですが、部長も。そういう意味では、ぜひアピールじゃないけど、取手ってこういうところも大事にしてるんだという、子どもたちにも伝わっていきますんで、ぜひその辺を今後、公共施設——大事な歴史の宝庫と言える公共施設を考えて、ちょっと言っていたきたいなと思います。これ教育委員会から声を出さないと、上も動きませんので。遠慮しないで、もっとこうすれば取手の町のアピールにもつながるんじゃないかということを私受け止めてますんで、一緒にやっていたらいいなと思います。

急に私が何でこういう埋文を取り上げたかという、先日、県立の歴史館とか、あと水戸市大串貝塚ふれあい公園に行く機会がありまして、そこで何かよくよく見たら埋蔵文化財センターってあったわけですよ、水戸の。すごいちゃんとしっかりした建物で造られていたんで、あらあ、改めて取手の我が町の埋文センター、もうちょっと何か、ん、やれないのかな、もったいないなあと、ちょっと振り返ったものなんです。そうでもない。

〔「一緒にしっちゃかわいそうだよ」と呼ぶ者あり〕

○23番（遠山智恵子君） あるだけいいなとは思ってるんですけど、なかなかないもんで。本当、合併した当時、藤代元町民からすれば、この埋蔵文化財センターと、あとはこども発達支援センター、それは合併してよかったね、そういった施設があるところ、ある

町に行けたねと、一緒になったんだねと、そういう話、市民としてのたというのがあったんです。そのこともちょっと、それだけ宣伝していいよということを伝えたいと思います。

最後に、「歴史のまち取手」を生かした取手市まちづくりの重点施策への位置づけを求めたいと思うんですが、先ほど小堤議員のほうからも一般質問で取り上げました。地域を盛り上げるということで、藤代地域のことも話に出してくれたので、私も、あつうれしいと思うんですけど。やっぱり自分の住んでるところ大事ですものね、市長が言うように、「住み続けたいと思う街」というところでは本当に合致してます。せめて、取手市まちづくりの重点施策への位置づけというふうに私は提起したんですけれども、一気にそこというわけにいかないんでしょうから、まず手始めに、シティプロモーションの一つとして取り上げるとかしてはどうかということ——政策のほうになりますか、ちょっと答弁をいただければと思います。所見を伺います。

○議長（岩澤 信君） 政策推進部長、齋藤嘉彦君。

〔政策推進部長 齋藤嘉彦君登壇〕

○政策推進部長（齋藤嘉彦君） 重点施策への位置づけではなくて、魅力発信……。

○23番（遠山智恵子君） そうなんだけど——ちょっと控えてシティプロモーションでいいよ。まずは手始めに。順序よく。

〔笑う者あり〕

○政策推進部長（齋藤嘉彦君） 魅力発信の中では、今現在、取手市の文化財とか歴史的資産、そういったものの紹介をするページがホームページにもございますし、ほどよく絶妙とりでのサイトにもございます。各所で、広報とりでなんかでもたまに特集をしたりということで、そういった取手の歴史というものに関する発信というのは今までも行ってきております。ですので、そういったものを全くやらないということではなくて、そういったものも生かして取手の魅力発信はもう既に行っているという認識でございます。

〔政策推進部長 齋藤嘉彦君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 遠山智恵子さん。

○23番（遠山智恵子君） 先ほど小堤議員が取り上げてたじゃないですか、まちづくり6つの重点——地域で分けたから5か所、取手市のほうは6つ。とりで未来創造プラン2024、私ね、小堤議員の一般質問を聞きながら、もう一回繰り返しこう見てたんですよ。どこにも入ってきてないんですけど、私の見間違い——このみらい創造プロジェクトの中には埋文の話も歴史、そういったものを子どもたちに云々とか、市民の中で云々という、そういうの一言も私は読み取れなかった。そこ、そこら辺なんですよ。今すぐ予算つけて何かやれということじゃなくて、重点施策としてやれというんじゃないで、何か、ん、大事にしようよ、アピールする、私は取手の駅前に何か歴史……

〔チャイム音〕

○23番（遠山智恵子君） （続）取手の歴史ってこんなのあるんだって分かるような何か、それこそ藝大の協力を得てなんか絵でも描いてもらったらいいなと、今はすごい思ってるんですけど、それは余談にしてもどうですか。

○議長（岩澤 信君） 遠山さん、ちょっと質問が分からないですね。

〔議場騒然〕

○23 番（遠山智恵子君） とりで未来創造プラン、ここに入ってませんでしたよね、ちょっと確認して。

○議長（岩澤 信君） 政策推進課長、高中 誠君。

○政策推進課長（高中 誠君） お答えいたします。遠山議員の御質問いただきまして、私も改めて総合計画一から読み直してみました。総合計画は、基本構想と基本計画であるとりで未来創造プラン 2024 からできておりまして、基本構想部分には歴史と文化資源についてしっかり記述をさせておいております——ございます。その上で、基本構想でございます将来都市像を実現するために、基本計画でどのような政策・施策をやっていくかということの構成になってまして、そこで6つの政策を定めております。その中で魅力の創造と発信という政策が大きくありまして、その中で歴史文化も含めて様々なシティプロモーションをやっております。参考までに、この「るるぶ特別編集 取手」にも本陣ですとか小堀の渡しとかも載せておりますので、そういった中で様々な歴史文化についても発信しているというような現状でございます。

○議長（岩澤 信君） 遠山智恵子さん。

○23 番（遠山智恵子君） 我がまち取手、大事に思ってますんで、こういった点でもアピールの大きな目玉になるよということで、そのことを述べさせていただいて一般質問を終わりにします。見直していただいて、いい機会だったと思います。よかったです。じゃあ市長、よろしく願います。以上です。

〔笑う者あり〕

○議長（岩澤 信君） 以上で、遠山智恵子さんの質問を終わります。

続いて、落合信太郎君。

〔14 番 落合信太郎君登壇〕

○14 番（落合信太郎君） 公明党、落合です。本日最後の一般質問となります。あと少しお付き合いいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔「気合入れて」と呼ぶ者あり〕

○14 番（落合信太郎君） 带状疱疹ワクチン予防接種への助成拡大についてでございます。初めに、市ワクチン行政の現状認識についてお聞きします。初めに、改めて保健センターは、地域保健法の下、最前線で市民の健康づくりのための相談・保健指導及び健康診査その他地域保健に関し必要な事業を行うことを目的とする施設として、その重要な役割を担っていただいております。今回のその中でも予防接種業務について質問をいたします。感染症対策で重要なのは、かかる前にワクチン接種を済ませておくこと、そのためには予防接種についてよく知って適切な時期に受けることが大切です。予防接種を受けることは、自分の身を守ることはもちろん、社会への蔓延を防ぐことにもつながります。ワクチンがなかった 1950 年以前の我が国では、毎年 10 万人の人が麻疹、百日咳、ジフテリア等にかかり亡くなっていました。ワクチンの効果は日常生活ではなかなか見ることはできませんが、いざというときに体を守る日頃の備えが大切です。グローバル化と交通手段の発達によって、人の移動・流れはダイナミックかつスピーディーになってきました。本市は茨城

県の玄関口として、取手・藤代駅の1日の乗降客数は約3万人弱、高齢化率は3人に1人が65歳以上の高齢化、このような地域であります。そこでまず初めに、市のワクチン行政の現状認識について、お聞きをいたします。

〔14番 落合信太郎君質問席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

健康増進部長、彦坂 哲君。

〔健康増進部長 彦坂 哲君登壇〕

○健康増進部長（彦坂 哲君） 落合議員の御質問にお答えいたします。ただいま、予防接種またはワクチンについて詳しく御紹介いただきましてありがとうございます。議員のお話にもございましたが、予防接種は、予防接種法に基づきまして、感染のおそれのある疾病の発生及び蔓延を予防し、公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的といたしまして、接種が必要な疾病また予防接種の時期、回数、こういったものが定められております。予防接種施策の立案に当たりましては、専門的な知見を要する事項について、国が厚生科学審議会の意見を聞きながら決定していくという流れになっておりまして、予防接種法に基づく定期接種に関しましては、各市町村が国の方向性に従って適切に予防接種事業を進めていることから、対象年齢や回数、こういったものに関する違いはない、このような状況になっております。ただし、公費助成金額などに関しましては各市町村自治体が独自に設定することができるため、各自治体による違いが生じているという状況です。また、任意接種とされている予防接種に関しましては、対象とする年齢や公費負担の金額、こういったものについて各自治体がニーズや自治体の特性、こういったものに依拠して判断していくことから、施策に違いが生じている、このような現状であるということになります。以上です。

〔健康増進部長 彦坂 哲君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 落合信太郎君。

○14番（落合信太郎君） 次に、助成対象年齢の拡大について、対象についてお聞かせをいただければと思います。資料の提示をお願いします。

〔14番 落合信太郎君資料を示す〕

○14番（落合信太郎君） 今回の国が带状疱疹の定期接種を開始することから、取手市でも、その対象者外の66歳以上の方、または50歳から59歳の障害者手帳一級程度の免疫機能の障害を有する方に市独自の助成、带状疱疹予防接種事業、これ約100万円【「約100万円」を「約1,000万円」に発言訂正】が当初予算に盛り込まれました。この带状疱疹費用の助成は、染谷議員、古谷議員が一般質問にて求めてまいりました。しかしなかなか、その当時、センター長から、エビデンスがないとの繰り返しの御答弁でありましたが、しかし今回定期——国の定期接種化によりまして、国が認めたことから本市でも、念願の助成事業がスタートいたしました。100万円【「100万円」を「約1,000万円」に発言訂正】であります。しかし、この带状疱疹の発症年齢なんです、50代は全体の19.7%、50歳以上ですと65.7%だそうであります。50歳以上だと加齢やストレスにより発症率が急増をいたします。責任世代にのしかかるストレス——皆様も報道等で、テレビのニュー

スとかでも、どれだけ多くの50代の、——50代で発症した方々、あの人この人と思ひ浮かべられるのではないのでしょうか。同じこの常磐線沿線の松戸市では、带状疱疹の発症及び重症化を予防するため、満50歳以上の方全員を対象に带状疱疹予防接種の費用を助成を行いました——行っております。本市でも健康で生き生きとした社会の実現のため、対象者を全ての50代からと求めたいと思いますが、御見解をお聞かせください。

○議長（岩澤 信君） 健康増進部次長、助川直美さん。

○健康増進部次長（助川直美君） お答えいたします。落合議員からお話もありましたとおり、今まで何度か御質問をいただけてきました。私どもとしましては、国の定期接種化ということが決定しまして本当に喜んでいるところでもございますし、今まで定期接種化になるまでは、やはりお話しいただきましたように、医学的な部分、医学的見地、そのエビデンスがとても重要でありますし、効果のある年齢がどの年齢なのかということ、国がその根拠を基に示してくださったことによって、私どもも4月から進めることができると考えております。まず、その適切な対象年齢を考えるに当たりましては、やはり带状疱疹の疫学的な部分を考えていかなければいけないと考えています。そして带状疱疹の罹患者は、お話にもありましたとおり、50歳代から増加するというのは確かにございます。しかし、この带状疱疹がピークを迎えるのは70歳頃ということも国のほうも示されています。そして、また合併症としまして、带状疱疹後神経痛というのは御存じかと思えますけれども、そちらの合併症も50代・60代と比較しましても、70歳代以降がとても発症率が増加しているという調査結果が示されております。

そして、この带状疱疹には2種類のワクチンがありますけれども、そのワクチンの効果の持続性の特徴としまして、生ワクチンのほうは約5年程度、不活化ワクチンのほうは約10年程度ということを示されています。それらを鑑みますと、国の定められました科学的根拠に基づいた対象年齢に対して接種をしていくということがとても重要なことと考えております。そして現時点におきましては、50代からでもしなつた場合ですと、持続期間だつたりとかワクチンの期間を考えますと、発症のピークとなる70代の頃には既にそのピーク——その効果が落ちてきてしまっているということもございますので、取手市としましては現時点では、国の定められました対象年齢とともに任意で実施していく予定の年齢で、現時点では拡大ということは考えておりません。以上です。

○議長（岩澤 信君） 落合信太郎君。

○14番（落合信太郎君） 分かりました。

〔「分かっちゃ駄目なんだよ」と呼ぶ者あり〕

○14番（落合信太郎君） 分かっちゃ駄目……。

〔笑う者あり〕

○14番（落合信太郎君） これ例えばなんです、ちょっと突っ込んだ話ししちゃって恐縮なんです、例えばそのトータルで考えたときに、50代で発症してその後の治療費がかかりますよね。なので、この保険費用の削減というか、トータルで考えたときに、その辺の試算というか観点というのはどのようなお考えか聞かせ——というのはどうなのかなとちょっと聞きたいんですが。

○議長（岩澤 信君） 健康増進部次長、助川直美さん。

○健康増進部次長（助川直美君） お答えいたします。やはりどのような疾病におきましても、各年代で発症が何歳代だと多いとかというのは、確かにあると思います。今本当に「医学的根拠」って何度も私もお話しさせていただいて申し訳ないのですが、やはりその根拠に基づいたエビデンスということで、国のほうもどの年齢に接種するのが一番効果的かということで、今回もう何年間もその会議が開かれて、やっとそれがはっきり決まったというところでもございますので、確かに50歳代で発症して治療となれば、医療費はかかるという課題は確かにあると思います。その辺のことも今後も引き続き国のほうでも検証はされていくと思いますので、私どもも絶対実施しないということではなく、やはりその医学的根拠を基に調査研究は続けてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 落合信太郎君。

○14番（落合信太郎君） 実施に踏み切るには、その判断には本当に大変ないろんな重責かと思っておりますので、その辺も慎重に今後も見極めていただけたらなというふうに思っております。

次に、小児インフルエンザ予防接種について質問したいと思います。昨年度から日本でもフルミスト（経鼻インフルエンザワクチン）が認可されました。どんなワクチンかといいますと、直接鼻の中へ噴霧するタイプのインフルエンザワクチンです。従来の注射のインフルエンザと——インフルエンザワクチンと比べて——違って痛みがありません。フルミストは生ワクチンです。接種することによって、鼻の咽頭粘膜からのウイルス侵入を防ぎ、体の中に入ってきたウイルスを攻撃する。両方の免疫が得られると考えられております。経鼻の場合、2歳から中学3年生が対象となります。県内では小美玉市と那珂市で助成事業を実施しております。本市でも検討いただきたいのですが、いかがですか。

○議長（岩澤 信君） 健康増進部次長、助川直美さん。

○健康増進部次長（助川直美君） お答えいたします。小児の経鼻弱毒生インフルエンザワクチンの導入ということに関しましては、やはり国の厚生科学審議会、予防接種ワクチン分科会のワクチン評価に関する小委員会が昨年3月、薬事承認がなされました。実際に取り入れてる市町村もございます。そして、このワクチンに関しましては、まだ定期接種ということではございませんで、定期接種化に関して、この位置づけをどのようにしていくかということに関しましては、引き続き議論は続けていくということでした。そしてこの小委員会のほうでは、今後もこのワクチンの有効性ということで、国内での任意接種でのデータを評価していきたいとされています。また、様々なワクチンを接種していく、進めていく上におきましては、やはり取手市医師会の先生方の御意見であったり、御指導であったりということをお願いしつつ、全ての予防接種は進めているところではございますが、この経鼻の弱毒生ワクチン——生インフルエンザワクチンに関しましては、今後、取手市でどのように導入していくべきかということは、国の動向とともに医師会の先生方に御相談・御指導をいただきながら、検討は続けてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 落合信太郎君。

○14番（落合信太郎君） 医師会の先生たちとしっかり連携を図って検討を進めていっ

ていただきますよう、よろしくお願ひ申し上げまして、この質問を終わりにします。ありがとうございました。

次に、野獣（やじゅう）・野良猫被害……

○議長（岩澤 信君） 鳥獣（ちょうじゅう）ですね。

○14 番（落合信太郎君） （続）ああ鳥獣（ちょうじゅう）——失礼しました。

〔「美女と野獣だよ」と呼ぶ者あり〕

〔笑う者あり〕

○議長（岩澤 信君） 続けてください。

○14 番（落合信太郎君） 鳥獣・野良猫被害対策についてです。市のホームページ、イノシシ目撃情報を拝見しますと、今年に入ってから18件、主に稲地区河川敷や戸頭、小文間河川敷付近など、多くの目撃情報が寄せられております。茨城県内におけるアライグマ捕獲状況ですが、令和3年度は2,353頭、令和4年度3,718頭、令和5年度3,868頭、令和6年4月——速報値ですと435頭と。特に県南——センター別で見ますと、この県南地域が圧倒的に多い状況であります。本市におきましても、令和2年度から38頭、124頭、93頭、10頭と、増加の一途をたどっている状況でございます。茨城県アライグマ除去実施方針によりますと、平成19年度よりアライグマの目撃情報や捕獲数が増加の一途にあり、県内38市町村で捕獲が報告されるなど、個体数が急激に増加して、全県的に分布拡大の状況にあると推定されております。それに伴い、農作物被害や生活環境被害の増加と生態系被害、並びに人獣共通感染症の媒介等のおそれが懸念されております。この抜本的対策として除去を実施してきましたが、依然としてアライグマの捕獲数の増加や分布域の拡大が見られていることから、引き続き、県も対策を強化して各種被害の防止を図っているような状況でございます。この実施方針において、県市町村、地域住民、関係団体等がそれぞれの役割を担い、連携してより計画的・効果的及び継続的な状況を実施することとしております。そこでお尋ねをいたします。本市の現状と2番目の今後の対応についてお聞かせいただければと思います。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

まちづくり振興部長、野口 昇君。

〔まちづくり振興部長 野口 昇君登壇〕

○まちづくり振興部長（野口 昇君） 落合議員の御質問に答弁いたします。今、鳥獣の現状ということでお話がありました。取手市では、取手市有害鳥獣捕獲許可事務等実施要領に基づきまして、有害鳥獣による生活環境や生態系に対する被害を防止する目的で、対象鳥獣への対策を講じております。先ほど議員から御紹介がありましたように、近年、取手市ではイノシシの目撃情報が本当に増加傾向にあります。令和5年度82件、令和6年度は1月末時点で131件となっております。目撃情報があった際には、取手警察や猟友会と連携し、追い払いやパトロールを行い安全確保に努めております。また、市ホームページ等で目撃情報や日時等を公開して、市内の教育施設等に対してもメルマガ等で広く注意喚起を行っております。また、2月26日より、イノシシの目撃情報をイノシシ目撃マップという形でホームページ等でも公開しております。今後もこのような有害鳥獣の被害を

防止するために、関係機関と協力しながら対応を進めていきたいというふうには考えております。

〔まちづくり振興部長 野口 昇君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 環境対策課長、木村太一君。

○環境対策課長（木村太一君） それでは続きまして、野生鳥獣の対策の今後ということで御質問ございましたので、お答えさせていただきます。今、イノシシのほうで御説明ありましたけれども、今年度、農政課のほうが所管なんです、取手市鳥獣被害防止計画を今作成してございます。これは昨年の夏より県との事前協議、本協議を経て、先日、知事から策定についての同意を得たところでございます。従いまして、令和7年度からはこの計画に基づいて農作物の被害を防止するために、国の補助を受けながら防止対策の充実を図っていききたいというふうに考えているところでございます。

○議長（岩澤 信君） 落合信太郎君。

○14番（落合信太郎君） この計画がしっかり実施をされて、被害が軽減されることを願っております。

最後に――最後といいますか次に、農作物の被害等に――侵入防止柵等に補助を導入している自治体があります。野生鳥獣――野生鳥獣により農作物被害を防ぐため、鳥獣被害防止用の防護柵や電気柵等を購入して――購入して設置する方に対し、補助金を交付して――交付している自治体があります。例えばお隣のつくば市ですとか、守谷市さんなんかでも実施をしております。ちょっとそれとは――鳥獣被害とはちょっと違うんですけども、また野良猫対策としてちょっと――猫よけの超音波発生機の貸出しを行っている自治体もあります。府中市や船橋市などで導入もされております。府中市では、猫にふん尿をされて困るというような連絡をいただいたことがあります、と。猫は多くの人に愛される動物であり、法律でも愛玩動物としてむやみにやたらと傷つけることを禁じているので被害に苦慮している方も多いと思われま。そこで御家庭でできる猫よけ対策の一つとして、敷地内に入ってくる猫を超音波で追い払う機器でございます。そういった他市の補助、導入事例、どのような御見解かお聞かせいただければと思います。

○議長（岩澤 信君） 環境対策課長、木村太一君。

○環境対策課長（木村太一君） まず、イノシシ等に関しての侵入防止柵に関しての補助金というのは、現在取手市では行ってございませんで、先ほど御紹介いただいたように、つくば市等で実施しているという状況は把握してございます。農業被害を防止するための侵入の柵の設置ですけれども、一定規模の広さの畑であれば費用対効果があるのかなということで考えてるんですけども、現状、ちょっと取手の状況の場合は、今後も――今、猟友会と共有――情報を共有しながらわなを設置しておりますので、当面こうした方法で対策を進めていきたいというふうに考えてございます。

もう一点、野良猫の侵入を防ぐための猫よけ機、こちらについては、県内の自治体でも一部貸出しを行っているというところは把握してございます。こちらにつきましても、どの程度効果があるのかといったことや、補助制度もどういった内容があるのかということも含めて、今後、調査研究していきたいというふうに思います。以上です。

○議長（岩澤 信君） 落合信太郎君。

○14 番（落合信太郎君） 分かりました。ぜひ、今後の取組に期待を——見守っていききたいなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

次の質問、最後の質問になります。ごみの廃棄についての質問でございます。モバイルバッテリーなどの回収場所の増設の徹底した周知ということで、皆様も御存じのヤフーニュースなりネットニュースなんかでも、昨年12月、常総環境センターでリチウムイオン電池などの小型充電電池が——小型充電式電池が混入し、発火し、大規模な火災が発生をいたしました。センターは当面の対策として、一部のごみの搬出を県外2か所の民間施設に委託をし、自治体は電池の回収場所を増やすなど事故防止に取り組む——取り組んでおります。取手市でも、やっこの——提示をお願いします。

〔14 番 落合信太郎君資料を示す〕

○14 番（落合信太郎君） 過日——今の広報とりでも、モバイルバッテリーの回収場所を増設しましたと掲載されました。今までは本当に数か所の場所では回収できなかったんですが、こういった施設が——各公民館等で廃棄できるようになって本当にまずは一旦よかったなというふうに思っているところでございます。で、今回の常総環境センターの復旧のめども余り立っていないというようなことで、何か不燃ごみは近くの仮置き場に集め、千葉県ですとか栃木県、両県の民間施設に運び処分委託するというようなことを報道しております。外部搬出の費用は、2025年度の1年間で5億円も見込み、センターを共同運営する、常総・取手・守谷・つくば市【「つくば市」を「つくばみらい市」に発言訂正】、4市でこの5億円を負担するというようなことでございます。ちょっと市民の方から本当にもったいないというか、この5億円あったらどれだけの事業ができたのかというような、思っているところでございます。また、本市では地球温暖化の緩和策や気候変動への適切な取組を推進し、その一環として市内の児童生徒が二酸化炭素を削減するカーボン—ゼロカーボンマスターへの道等、こつこつ地道な取組活動などもしておりましたが、そういった影響なども考えると本当に残念な事件だったなと、火災だったなというふうに思っております。

〔「つくばみらい市だよ、つくば市でなく」と呼ぶ者あり〕

○14 番（落合信太郎君） あっ失礼しました。つくばみらい市でした。訂正をお願いします。

○議長（岩澤 信君） 訂正を認めます。

〔「頑張れ」と呼ぶ者あり〕

○14 番（落合信太郎君） 今回のごみの廃棄について、増設周知について、いま一度お尋ねをしたいと思います。周知徹底について。

○議長（岩澤 信君） 環境対策課長、木村太一君。

○環境対策課長（木村太一君） それでは、モバイルバッテリーに関しての回収場所の増設、そしてその周知ということでお答えさせていただきます。今ご紹介いただきましたように、令和6年の12月に、小型充電式電池が原因と思われる火災が常総環境センターで発生いたしました。そのため、現在、不燃ごみのラインが停止しており、御紹介いただ

いたように、県外の民間廃棄物処理施設へ外部搬出しているという状況です。こうしたことを踏まえまして、常総環境センターとの協議の中で、このモバイルバッテリーに関するもの、こちらの回収場所を増やそうということになりました。これまでは取手市の場合は、環境対策課に直接持って来ていただくという1か所だけでございました。これを、2月1日より、藤代庁舎藤代総合窓口課・駅前窓口・取手支所・各公民館等を含めまして計17か所へ増設し、このことについては、市ホームページ、そして2月15日の広報紙で周知を図ったところでございます。今後も継続して、この内容については周知を図ってまいります。また、外国人の方にも分かりやすい方法で案内をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（岩澤 信君） 落合信太郎君。

○14番（落合信太郎君） 分かりました。この常総環境センターの4市は、ただでさえ、よその自治体と比べるとごみの細分化が要求される地域でもありますので、であるならば、そういった捨てる——捨てる環境というのもしっかり整えることがすごく大切——両輪で求められるんじゃないかなというふうに思っております。本当にウェブ版のとっても分かりやすい分別事典、五十音別、本当、見るととっても詳細で分かりやすいんですけども、ちょっとため息が出るくらい、出てしまうくらい詳細に記載されてて、外国人の方たちは、本当にこれ見て理解できるのかなあというふうに心配もしているようなところでございます。地球温暖化のためには大変重要な日々の取組ではあるんですけども、今回このような火災が起きてしまって本当に——繰り返しになりますが、本当に残念な気持ちでいっぱいあります。そこで、ごみの廃棄の問合せなんかも市のほうに——窓口にあると思うんですが、その辺の状況をお聞かせいただければと思います。

○議長（岩澤 信君） 環境対策課長、木村太一君。

○環境対策課長（木村太一君） ごみに関する問合せですけども、市民の方からメールまたは電話等により大体毎月——毎月では——失礼しました。年間で約200件程度の問合せがある状況です。内容といたしましては、ごみの分別の方法であったり、ごみ集積所の管理または不法投棄といったものが主な内容となっております。特にごみの分別に関しましては、先ほど落合議員から御紹介いただいたその分別の方法などを、ホームページ等で周知をしているところなんですけども、問合せが毎月あるような状況です。こういったことについても、改めてその周知の方法について、もう一度どうすると効果的なのかなというところも含めて、強化していくことによって、問合せの件数が減っていくんじゃないかなというふうに考えているところでございます。

○議長（岩澤 信君） 落合信太郎君。

○14番（落合信太郎君） 分かりました。もう本当に郷に入れば郷に従えじゃないですが、ちょっとこれはやっぱり徹底していかなければいけないことなんだなというふうに、周知のほうよろしくお願ひしたいと思います。

最後に、小型回収ボックスの状況、それをさらに拡充推進をしていくことについてなんですけども、先ほど外国人の方へのごみの周知徹底というお話がありました。本市にあります日本語学校専門学校にも、思い切って回収ボックスですとかを設置をすると。また

そういった文化圏の方たちにも、そういった学生さんたちから、そのコミュニティーにしっかりと周知もしていくと。また試行的にもある程度は、これ有害ごみなんかは、そういった専門学校なんかにもお願いして回収してもよいのではないかなというふうに思っているんですけども、その辺のごみの廃棄の環境充実いかがお考えか、お聞かせいただければと思います。

○議長（岩澤 信君） 環境対策課長、木村太一君。

○環境対策課長（木村太一君） 今お話いただきました使用済みの小型家電の回収ですけれども、平成23年の8月より実施してございます。回収ボックスを設置しているんですけれども、現在は取手市役所及び藤代庁舎、ふじしろ図書館など、市内10か所に設置してございます。こちらの回収ボックスにつきましても、先ほどのリチウムイオン電池関係と同様に、やはり回収場所の拡大というものが重要だというふうに考えてございます。今後お話しいただいた外国人学校への例えばボックスの設置ということも含めまして、内部で協議をしながら、拡大に努めてまいりたいというふうに思います。

○議長（岩澤 信君） 落合信太郎君。

○14番（落合信太郎君） 本当にこれは私も、もくもくと黒煙上げるパッカー車を目撃したこともあります。本当にこれ、どこの自治体でもよくあることなんですけど、これ定期的にあって、また5億円どうこうなんていう話になっても大変なことでありますので、この機会に、もう二度とこういった火災などが発生しないことを祈りつつ、今回私の一般質問を終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（岩澤 信君） 以上で、落合信太郎君の質問を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。本日はこれで散会します。

午後 3時40分散会